

今年のまちづくり

～「小さくとも粹な町、豊浦町」を目指して～

平成20年3月

豊 浦 町

目 次

1. 町政執行方針（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. まちの予算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
3. 平成20年度重点（新規）事業について・・・・・・・・ P 11
4. 北海道洞爺湖サミット関連について・・・・・・・・ P 12
5. 行政改革による効果について・・・・・・・・ P 13
6. 主要施策事業について・・・・・・・・ P 14
7. 投資的事業事業箇所図・・・・・・・・ P 25
8. 補助金・負担金一覧・・・・・・・・ P 30
9. 平成18年度決算で見る豊浦町の財政状況・・・・・・・・ P 35

<資料編>

10. 公会計の整備について（国の制度改正関連）・・・・ P 46
11. 地方公共団体健全化法関係資料（国の制度改正関連）・・ P 50

平成20年度町政執行方針（抜粋）

本年度予算編成は、「豊浦町自立計画」に基づき、経常経費の削減、事業の厳選により効果的な予算配分を行ったところであります。

本町の平成20年度の一般会計予算総額は、39億1,000万円で、前年度より7億1,500万円、15.5%の大幅な減額となっております。

また、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は69億6,298万円で、前年度比14億9,119万円、17.6%の大幅な減額となっております。

特別会計の減額要因は、老人保健事業特別会計から後期高齢者医療制度への移行により、5億8,800万円が軽減されるものです。

(1) 環境にやさしい産業づくり

「担い手育成・確保総合対策」につきましては、豊浦町担い手育成総合支援協議会の意見を踏まえながら、担い手の要件緩和など地域に合った支援対策を行い、担い手要件に満たない農業者につきましては、できるだけ多くの農業者が担い手政策の対象になるよう救済策を検討してまいります。

農産物の生産につきましては、環境との調和に配慮しながら、安全で良質な農産物を生産する、北海道独自の「北のクリーン農産物表示制度」に基づき、クリーン農産物の生産促進を図ってまいります。近年、豊浦町においても、安全・安心な農産物を求める消費者に対し、生産者グループなどが直接販売する動きが活発になっています。

畜産につきましては、草地型酪農を基軸として良質飼料の確保に向けた、畜産担い手育成総合事業を継続し、多様な担い手を確保する環境づくりを推進するとともに、資源の循環利用を促進し、環境にやさしい農業の推進に取り組んでまいります。

昨年、旧町営牧場への大規模肉牛飼育牧場の進出が決定し、本年春から施設の建設工事が開始され、新富地区には繁殖用和牛720頭が導入されます。その管理には、4世帯が新規就農します。

林業につきましては、もう一度山づくりの原点に戻り、循環型の林業・林産業の再興に努め、木を植えることを行動目標に施策を取り進めてまいります。

水産業につきましては、ウニ・アワビ種苗放流事業で、育成に恵まれた漁場にバランス良く放流した結果、例年定期的に漁獲量が確保されており、ウニ礁効果調査やアワビ資源量調査等を継続し、つくり育てる漁業の振興を支援してまいります。

漁港整備は、漁業生産基地としての役割が充分発揮できるよう整備促進に努めてま

います。

また、昨年5月に加工食品や養殖漁業の研究に取り組むため、北海道東海大学と地域総合交流協定を締結し、大学への実習や研究活動の場を提供しております。本年度は、大学側と具体的な共同事業や研究事業などを検討する総合交流協議会を開催し、相互に連携して地域経済の活性化を図ってまいります。

商工業につきましては、商工会と連携協力を図りながら、道などの各種制度の活用をはじめ、商工振興事業補助金による商工会への支援を行うとともに、起業家等支援事業を引き続き実施してまいります。

観光振興につきましては、昨年から自然体験学校の開設により修学旅行生が前浜での地引き網や酪農体験学習が脚光を浴びつつあります。

また、団塊世代の大量退職を迎えることから、本町への移住・定住促進のほか、観光拠点施設の利用増加による観光の産業化を目指してまいります。

第2 快適な生活環境づくり

本年度は、消防団員の招集通知や災害情報等の正確な伝達手段として、緊急メール配信システムを整備し、消防体制の強化を図ってまいります。

衛生的な環境づくりにつきましては、本年度から平成26年度までの7ヶ年計画で公共下水道施設改築更新事業を行ってまいります。また、下水道区域以外においては、本年度をもって合併処理浄化槽設置補助事業が終了しますが、今後も設置を普及するため設置希望者の再調査を実施し、快適で衛生的な生活環境づくりに努めてまいります。なお、下水道区域以外の一般家庭などから発生するし尿や浄化槽汚泥の最終処理を胆振西部衛生組合で行っていましたが、施設の老朽化により平成21年度から伊達市へ処理事務を委託しますので、本年度中に関係条例を改正することとなっております。

また、大型ごみの処理に不便を来している状況が散見されることから、搬出方法や収集体制を改めて、再資源化に取り組んでまいります。

公営住宅につきましては、建築年数が耐用年数を経過しているものもあり、豊浦町住宅マスタープラン・ストック計画に基づく計画的な建て替えを行うとともに、適正な居住環境づくりを進めてまいりました。このような中、浜町団地建て替え事業は、平成19年度をもって完了しましたが、浜町団地への入居希望者が多く、本年度も3階建て1棟12戸を建設し、住宅供給不足の解消を図ってまいります。

全国的に、移住促進の取り組みが盛んに行われておりますが、本町においても、定住や移住する方を増やすとともに、住環境の充実や地域経済の発展を図ることを目的

に、持ち家住宅を奨励する住宅助成金制度を継続して推進してまいります。

第3 みんなが元気で暮らせる町づくり

一昨年、医療制度の改正により、本年度から医療費の適正化に向けた新たな生活習慣病対策と、高齢者医療制度が実施されます。生活習慣病対策では、医療政策が治療主体から予防重視へと転換され、生活習慣病の予防を中心とした健康プランや、自主的な健康増進への予防対策など、特定健診・特定保健指導等の実施が義務付けられました。また、75歳以上の高齢者を対象とする、新たな独立した医療制度「後期高齢者医療制度」が創設され、いずれも本年度からの円滑な実施に向け、関係機関と連携して進めてまいります。

今後も誰もが健康で安心した生活が送れるよう、健康指導・相談・健康教室などを実施するとともに、基本健康診査、各種がん検診などの町民健診事業、健康相談事業、予防対策事業などを引き続き実施し、疾病予防や健康管理意識の高揚に努めてまいります。

一方病院側は、診療報酬単価の引き下げ、人員配置基準の強化により入院患者の減少を余儀なくされ経営圧迫の要因となっております。とりわけ小規模な病院は経営の維持が難しくなっていることから、国保病院の経営診断を実施し地域医療の確立と同時に町財政状況や道の示す自治体病院等広域化・連携構想のもとで、総務省の経営改革指針案を踏まえながら国保病院のあり方について種々検討していくこととしております。

児童福祉につきましては、大和保育所が園児10名以下が2年継続したことから道補助が打ち切れ季節保育所となりますが、今後も子どもの幸せを第一に考え、保育関係者や保護者の皆さんの協力の下、本年度は通年保育することといたしました。

第4 希望あふれる人づくり

学校施設の整備計画につきましては、耐震化優先度調査の結果を踏まえ、大岸小学校体育館、礼文華小学校体育館、豊浦中学校になります旧豊浦高校体育館の耐震診断を実施いたします。

小中学校の統廃合による空き校舎の活用につきましては、移転で空き校舎となる豊浦中学校校舎は教育特区の認定を受け、この度、北海道私立学校審議会で学校法人の設立が認められたことから、(仮称)北海道シュタイナー学園「いずみの学校」に無償貸与し、礼文華中学校の利活用につきましては、礼文華自治会から埋蔵文化財や古民具などの展示施設や歴史教育施設としての利活用に関する要望書が提出されてお

ますので、地域の皆様と学校施設の有効な利活用方法を協議してまいります。

第5 機能的で魅力ある町づくり

人があって、産業があって、町がつくられます。自立に相応しい個性を生かした「小さくとも粋な町、豊浦町づくり」を目指してまいります。

町道整備につきましては、豊浦本町地区都市再生整備計画事業（本町地区まちづくり交付金事業）を平成16年度から5年計画で道々美和豊浦停車場線の拡幅工事に接続する町道整備を中心に事業を行ない、本年度が最終年度となります。本年度は、継続事業の町道東雲旭町線改良舗装工事を実施し、新規に海浜公園駐車場舗装工事を実施してまいります。また、豊浦中学校線改良舗装工事は、継続して延長270mを実施してまいります。

更に本年度から、橋梁の長寿命化計画に取り組んでまいります。

その他サミット関連事業として、道から要請のありました町道桜団地59号線の1,959m区間の舗装及び附帯施設の修繕工事を行うほか、自治会の協力のもと、町を挙げて国道や街角を花いっぱい運動で飾る計画であります。また、ホテル側からの要請により、飲料水供給を雑用水扱いから専用水道へ移行し水質検査基準など水道法に基づく管理を4月1日から実施することといたしました。

農道関係では、山梨地区で町道能登農場線道路拡幅工事122m、町道山梨第4線の路側部崩落対策として、道営農道保全対策事業で、本年度点検診断を実施し対応してまいります。また、新富地区で橋梁架設1箇所の記事を進めてまいります。

通信基盤の整備につきましては、地上デジタル放送の難視聴対策として、NHKサテライト局と民報5社のサテライト局の本年度開局が予定されています。しかし、町と民間放送各社との協議が必要なことから整い次第、予算化してまいります。また、本年1月NTT東日本北海道が当町に示した光通信網の誘致条件は、町民各位のご協力により3週間余りで達成できました。今秋には、豊浦市街地での設置工事が予定されています。今後とも、町内のブロードバンド地域拡大を関係機関に強く要望してまいります。

第6 自立のための町づくり

平成18年度から平成20年度までの3年間は、具体的な数値目標を設定した「集中プラン」により、行政改革を重点的に推進することとしております。

本町の財政は、国の三位一体改革の推進により地方交付税の動向も不透明であり、将来にわたる厳しい財政運営が予想されます。このため、次世代に重荷を残さないよ

う「財政の健全化」「公共サービスの再編」「効率的な行政組織づくり」を柱に、引き続き行政改革を進めてまいります。

そのため、行政と町民が責任を分担し合い、お互いの不足を補い合う協働の精神をもって、町づくりを推進してまいります。

もとより協働の町づくりは、地域の実情に合った地域ぐるみのコミュニティ活動が基盤でもあり、本町にとって地域活力の推進は、なおざりにできない課題の一つであります。このため、地域の住民自治組織である自治会の再編を共に考えてきたところでございます。

本町は、行政のスリム化に向けた歳出や人員の削減などに取り組んでおりますが、いま一度町民と行政が共に「町民ができること」「地域ができること」「行政が行うこと」の原点に戻らなければなりません。

身近な生活課題の取り組みは、地域が主体となって解決に当たるという考えのもと、引き続き、情報の共有と対話による開かれた協働の町づくりを推進してまいります。

以上、町政に臨む私の所信を申し上げます。

平成20年度豊浦町一般会計の当初予算額は、平成3年度以降はじめて40億円を割り、限られた財源の中、スリムで無駄を無くした緊縮財政へ突入いたしました。身の丈にあった財政規模に近づいていると思えるものの、その適正ラインについては、今しばらく行財政改革の進捗状況などを注視する必要があると考えております。

このような状況の中、効率的な財政運営と効果的な住民サービスを維持し、町民の福祉の向上を目指して、町民の先頭に立って力の限りを尽くす所存であります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行に臨む私の所信とさせていただきます。

平成20年3月3日

豊浦町長 工藤 國夫

平成20年度

まちの**予算**の状況

平成20年度の町の予算総額は、69億6,298万円で前年度に比較して、14億9,119万円(17.6%)減となっております。

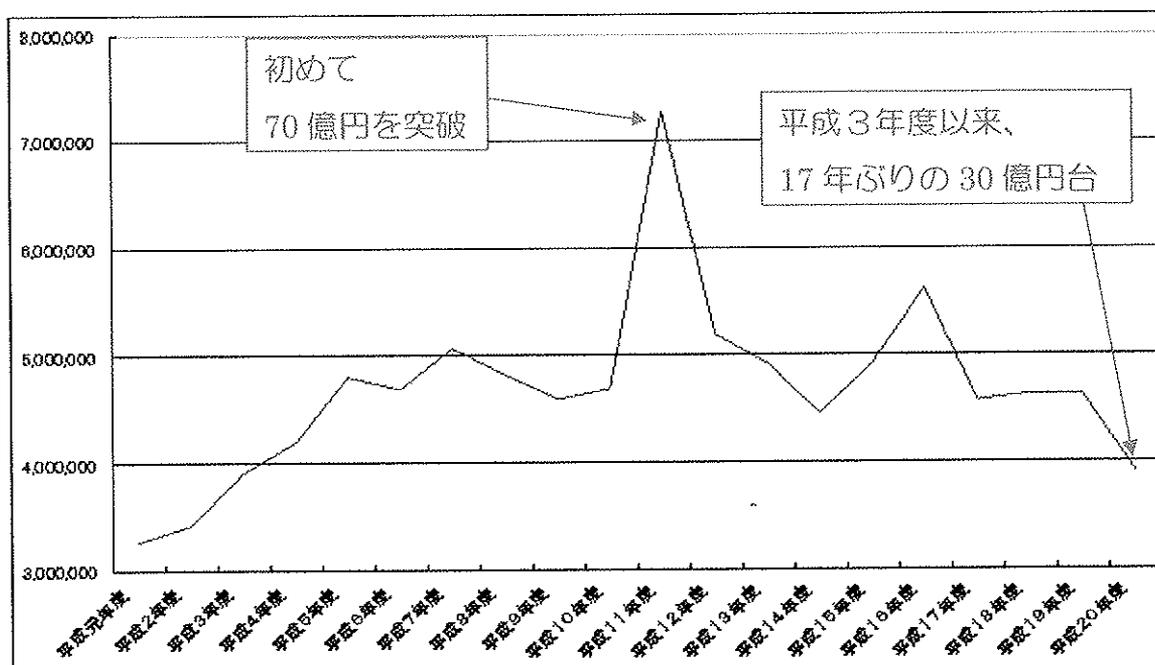
【平成20年度会計別予算額(平成19年度対比)】

(単位:千円,%)

区 分	平成20年度	平成19年度	増減額	増減率
	千円	千円	千円	%
一 般 会 計	3,910,000	4,625,000	△715,000	△15.5
簡易水道事業特別会計	181,706	202,124	△20,418	△10.1
公共下水道事業特別会計	322,869	331,370	△8,501	△2.6
国民健康保険事業特別会計	770,747	881,562	△110,815	△12.6
老人保健事業特別会計	79,874	800,535	△720,661	△90.0
後期高齢者保健事業特別会計	132,533	0	132,533	皆増
介護保険事業特別会計	461,171	434,046	27,125	6.2
総合保健福祉施設事業特別会計	246,184	245,615	569	0.2
国民健康保険病院事業特別会計	857,899	933,922	△76,023	△8.1
合 計	6,962,983	8,454,174	△1,491,191	△17.6

一般会計当初予算の推移

平成元年以降の一般会計当初予算の推移をグラフにしてみました。



歳入(入ってくるお金)

歳入は、その性質により依存財源（国・道などからの交付、割り当てられるお金で【地方交付税、国庫・道支出金、各種交付金】）と自主財源（町が自力で収入できるお金で【税金、使用料、負担金、基金からの繰入など】）に分かれます。

(単位:千円、%)

項 目	平成20年度予算額	構成比率
地方交付税	2,000,000	51.2
町 債	393,300	10.1
道 支 出 金	139,778	3.6
国 庫 支 出 金	253,887	6.5
地方譲与税	91,400	2.3
その他依存財源	80,087	2.0
町 税	354,745	9.1
繰 入 金	353,900	9.1
分担金及び負担金及び 使 用 料	177,411	4.6
その他自主財源	65,492	1.5

● 地方交付税 町の財政需要の状況により国から配分されるお金
● 町債 事業を行うために国などから借りるお金
● 道支出金 事業を行うために道からもらうお金
● 国庫支出金 事業を行うために国からもらうお金
● その他依存財源 利子割交付金、交通安全対策特別交付金等
● 町税 町民の皆さんからの税金
● 繰入金 基金(町の貯金)から取り崩したお金
● 分担金及び負担金及び使用料 保育所等の利用者が負担したお金
● その他の自主財源 他の収入に含まれないお金

(単位:千円、%)

区 分	平成20年度	平成19年度	比較増減	前年度比	構成比
1. 町 税	354,745	356,950	△ 2,205	△ 0.6	9.1
2. ゴルフ場利用税交付金	168	168	0	0.0	0.0
3. 利子割交付金	1,259	1,259	0	0.0	0.0
4. 配当割交付金	500	450	50	11.1	0.0
5. 株式等譲渡所得割交付金	360	500	△ 140	△ 28.0	0.0
6. 地方消費税交付金	45,000	46,900	△ 1,900	△ 4.1	1.2
7. 地方譲与税	91,400	92,300	△ 900	△ 1.0	2.3
8. 自動車取得税交付金	30,000	33,500	△ 3,500	△ 10.4	0.8
9. 地方特例交付金	1,900	2,800	△ 900	△ 32.1	0.0
10. 地方交付税	2,000,000	2,050,000	△ 50,000	△ 2.4	51.2
11. 交通安全対策特別交付金	900	1,000	△ 100	△ 10.0	0.0
12. 分担金及び負担金	18,003	187,290	△ 169,287	△ 90.4	0.5
13. 使用料及び手数料	159,408	154,948	4,460	2.9	4.1
14. 国庫支出金	253,887	347,462	△ 93,575	△ 26.9	6.5
15. 道支出金	139,778	137,811	2,167	1.6	3.6
16. 財産収入	42,747	34,688	8,059	23.2	1.1
17. 寄 附 金	1	1	0	0.0	0.0
18. 繰 入 金	353,900	381,500	△ 27,600	△ 7.2	9.1
19. 繰 越 金	1	1	0	0.0	0.0
20. 諸 収 入	22,743	27,472	△ 4,729	△ 17.2	0.6
21. 町 債	393,300	768,200	△ 374,900	△ 48.8	10.1
歳 入 合 計	3,910,000	4,625,000	△ 715,000	△ 15.5	100.0

<増減内訳>

- 地方交付税…前年度より 50,000 千円の減。国により一般財源は確保されたと言われているものの、算定時における各種補正係数（教育関連等）及び公債費の影響による減を見込んでいる。
- 分担金及び負担金…畜産担い手育成総合整備事業の事業量が大幅に減ったことによる。
- 国庫支出金…まちづくり交付金事業の事業量が減ったことによる。
- 町債…まちづくり交付金事業の事業量が減ったことによる。

歳出(出ていくお金)

● 性質別

歳出は、その性質により、支出が義務づけられ任意に削減できないお金「義務的経費」と、施設建設など将来に残るものにかかるお金「投資的経費」、「その他の経費」の3つに分けることができます。

(単位:千円、%)

項 目		平成20年度予算額	構成比率
義務的経費	公 債 費	722,334	18.5
	人 件 費	626,115	16.0
	扶 助 費	223,984	5.7
投資的経費	災害復旧事業費	8	0.0
	普通建設事業	656,151	16.8
その他の経費	補 助 費 等	517,788	13.2
	物 件 費	474,321	12.1
	繰 出 金	595,403	15.2
	その他の経費	93,896	2.5

● 公債費

事業のために国などから借りたお金の元利償還金

● 人件費

議員報酬、各種委員報酬、職員給与・手当などの経費

● 扶助費

医療費扶助、福祉関係扶助、教育関係扶助などの経費

● 災害復旧事業費

大雨などの被害を受けた施設を原形に戻すための経費

● 普通建設事業

道路・建物などの公共施設に係る建設事業費等

● 補助費

報償金、損害保険料、負担金・補助金などの経費

● 物件費

消費的性質の経費で、賃金、旅費、交際費、消耗品等の経費

● 繰出金

特別会計へ支出する経費

● その他の経費

維持補修費、出資金、貸付金、積立金等

● 目的別

目的別は、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、給与費、予備費の13項目に区分されます。

(単位：千円、%)

区 分	平成20年度	平成19年度	比較増減	前年度比	構成比
1. 議 会 費	45,791	50,392	△ 4,601	△ 9.1	1.2
2. 総 務 費	215,229	195,501	19,728	10.1	5.5
3. 民 生 費	615,123	485,436	129,687	26.7	15.7
4. 衛 生 費	581,806	738,753	△ 176,947	△ 24.0	14.4
5. 農林水産業費	165,665	423,491	△ 257,826	△ 60.9	4.2
6. 商 工 費	54,087	83,401	△ 29,314	△ 35.1	1.4
7. 土 木 費	581,687	960,007	△ 378,320	△ 39.4	14.9
8. 消 防 費	166,697	172,426	△ 5,729	△ 3.3	4.3
9. 教 育 費	201,433	208,528	△ 7,095	△ 3.4	5.2
10. 災 害 復 旧 費	8	8	0	0.0	0.0
11. 公 債 費	722,334	739,262	△ 16,928	△ 2.3	18.5
12. 給 与 費	578,021	563,795	14,226	2.5	14.8
13. 予 備 費	2,119	4,000	△ 1,881	△ 47.0	0.1
歳 出 合 計	3,910,000	4,625,000	△ 715,000	△ 15.5	100.0

<増減内訳>

- 民生費・衛生費…特別会計への繰出金の目的科目の変更による。
- 農林水産業費…畜産担い手育成総合整備事業の事業量が大幅に減ったことによる。
- 土木費…まちづくり交付金事業の事業量が減ったことによる。



平成20年度の重点（新規）
事業は以下のとおりです。

◎ 乳幼児医療費拡大事業

平成19年度からの継続事業で、子育て世代の医療費負担を軽減を図ることを目的として、乳幼児医療の対象者を「就学前まで」から「小学校卒業まで」に年齢を引き上げています。

予算措置額 3,455千円

◎ 温室効果ガス削減市町村計画事業

地域温暖化対策推進法により策定が義務づけられている市町村計画を策定し、町全体の省エネ型まちづくりの検討をいたします。

予算措置額 3,675千円

◎ 産学官連携事業

平成19年度に北海道東海大学と「地域総合交流に関する協定書」を締結しており、本年度以降の事業計画の検討及び評価等を行い大学側との交流事業を深め地域の活性化を図ります。

予算措置額 282千円

◎ 地域住宅交付金事業

平成15年度に策定した公営住宅ストック総合活用計画及び地域住宅計画に基づき老朽化している公営住宅を計画的に建替え、良質な住宅ストック及び住環境を整えます。

予算措置額 301,671千円

★ 北海道洞爺湖サミット関連について

本年7月7日から3日間、ザ・ウインザーホテル洞爺（洞爺湖町）を主会場に行われるサミット関連経費については、以下のとおりとなっています。

《関連事業》

● 温室効果ガス削減市町村計画策定事業	3,675千円
● 桜団地59号線改良舗装事業	10,500千円
● 花いっぱい運動事業	1,260千円
● 伊達地区安全協会負担金事業	344千円
● 不法投棄処理事業	182千円
	<hr/>
	15,961千円

※ 平成19年度実施分（予算措置額）

◎ 歓迎看板設置事業	542千円
◎ ドイツサミット先進地視察事業	518千円
◎ サミット住民懇話会事業	245千円
◎ サミット誘致事業	200千円
◎ 不法投棄処理事業	620千円
◎ 農協雪蔵貯蔵施設導入事業	2,119千円
	<hr/>
	4,244千円

★ 行政改革推進による効果

第3次豊浦町行政改革大綱に掲げる目標並びに豊浦町自立計画に基づく各種見直し等により、平成20年度当初予算において持続可能かつ弾力性のある財政運営を図る為、昨年度に引き続き行政改革を行いました。

自立計画策定年度（平成18年度）の予算ベースからの累積効果額は6,691万円となっております。

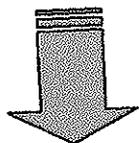
また、行政改革を円滑かつ強力に推進する為、平成15年度より行政改革町民会議を設置しており、引き続き平成20年度についても協議・検討をしていきます。

〈行政改革項目及び効果額〉

※ 平成18年度当初予算との比較による

- ・ 産業創造センターを指定管理者に運営委託
- ・ 給食センターの調理部門の委託
- ・ 町内小学校の統廃合
- ・ 町長等の特別職給与の減額（10%）
- ・ 交通傷害保険事業の中学生以下及び高齢者助成の廃止
- ・ じん肺・特定疾患患者見舞金の支給対象者の見直し
- ・ コンポスト購入助成費の廃止
- ・ 自治会運営交付金事業の交付金の削減（H21年度まで10%ずつ）
- ・ 自治会街灯維持管理事業
- ・ 町内の事務管理経費の前年度当初予算に対し10%削減
- ・ 自治会配付文書や広報紙の職員配布
- ・ 議員定数の減

効果額は



6,691万円

内訳は、

人件費	3,017万円
物件費	2,945万円
補助費	729万円

・・ 主要施策事業について ・・

…資料の見方…

() 内の金額は、H19 当初予算額です。

★ …新規事業

↑ …平成 19 年度当初予算から増えたもの

↔ …平成 19 年度当初予算予同額のもの

↓ …平成 19 年度当初予算より減ったもの

★ 環境にやさしい産業づくり

● 農地・水・農村環境保全向上活動支援事業【産業振興課】

2,254 千円 (3,372 千円) ↓

農地等の地域資源を守るため、平成 19 年度に創設された国の補助事業を町内 4 地区、保全管理面積 857.41ha で実施します。

● 農業青年研修支援事業【産業振興課】

98 千円 (200 千円) ↓

農業青年の技術向上に係る支援を行います。

● 新規就農者支援助成事業【産業振興課】

3,358 千円 (3,431 千円) ↓

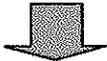
豊浦町新規就農者支援特別措置に関する条例に基づき新規就農を目指す研修生及び受入農家の経済的な支援を致します。

● 中山間地域等直接支払交付金事業【産業振興課】

5,230 千円 (5,230 千円) →

国の補助事業により礼文華地区において、農地の保全と農業所得の改善に支援いたします。

● **いちご商品開発研究事業【産業振興課】**

450 千円 (1,000 千円) 

「豊浦いちご」ブランドを、サミット開催を絶好のチャンスと捉え全道・全国・全世界へと、本町特産品をPRする為の事業を支援致します。

● **地力維持増産奨励対策事業【産業振興課】**

982 千円 (908 千円) 

「豊浦町地力維持増産奨励条例」に基づき、緑肥種子（えん麦・ひまわり等）の購入助成を支援を致します。

● **試験研究事業【産業振興課】**

530 千円 (530 千円) 

地域内で発生する、未利用資源である水産系付着物を家畜排泄物との混合により堆肥化し土壌分析を実施することでクリーン農業や農村環境保全に資する事業へ対し支援致します。

● **畜産担い手育成総合整備事業【産業振興課】**

32,138 千円 (230,114 千円) 

平成16年度からの5カ年計画により町内にある草地の造成や改良、施設整備について、農家負担の軽減や地域の活性化の為に事業に係る受益者負担額の一部を助成し支援致します。

● **牛舎環境改善整備事業【産業振興課】**

4,450 千円 (4,825 千円) 

酪農家の生産効率を上げ経済的に有利に展開する為に牛に対する環境性のストレス解消に向けた牛舎改善への取り組みに対し受益者負担の一部の助成し支援致します。

● **乳牛検定推進対策事業【産業振興課】**

745 千円 (663 千円) 

安定した酪農経営を維持する為、乳質改善・検査を行う為の受益者負担の一部に支援致します。

● **黒毛和種優良育種価牛導入保留事業【産業振興課】**

1,520 千円 (2,904 千円) 

枝肉価格の市況については、系統が大きく関わっていることから、高価で優良な系統の繁殖牛の導入に対し農家の負担軽減のために受益者負担の一部を支援致します。

● **農業関係利子補給事業【産業振興課】**

3,804 千円 (3,767 千円) 

効率的で安定的な農業者を支援する資金や災害等に対する資金等の借り入れの返済額に対し農家の負担軽減を図るため受益者負担の一部を支援致します。

● **ウニ・アワビ種苗放流事業【産業振興課】**

1,774 千円 (1,774 千円) 

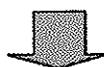
資源の増大を図るための事業に対し支援致します。

● **磯根資源量調査事業【産業振興課】**

750 千円 (750 千円) 

磯根資源動向の把握により生産計画・資源計画を図るデータの集積と漁業者への迅速なデータ開示を行う為の調査事業に対し支援致します。

● **漁業関係利子補給事業【産業振興課】**

2,028 千円 (2,268 千円) 

近代化資金の円滑な導入を促すことと、併せて漁業者の負担軽減を図るため一部を支援致します。

● **大学試験研究施設整備事業【産業振興課】**

555 千円 (0 千円) 

平成 19 年度に締結した北海道東海大学との「地域総合交流に関する協定書」により漁業を核とした研究施設の整備を図るための経費を支援致します。

● **21 世紀北の森づくり推進事業【産業振興課】**

11,990 千円 (11,990 千円) 

無立木地における広葉樹などの造林に対して行う事業の一部を支援致します。

● **町有林整備事業【産業振興課】**

10,248 千円 (10,869 千円) 

木材生産の経済機能と環境維持の公益的機能の発揮の為の新植・下刈等を行います。

● **森林整備地域活動支援交付金事業【産業振興課】**

5,500 千円 (5,000 千円) 

森林所有者の高齢化により施業が十分に行えない人工林があることから、国の事業を活用し適切な森林整備の推進を図る観点で必要な現況調査等（地域活動）を支援致します。

★ 快適な生活環境づくり

● 緊急メール配信システム導入事業【消防組合・総務課】

309 千円 (0 千円) ★

消防団員の招集通知や災害情報等の正確な伝達手段として、緊急メール配信システムを西胆振消防組合で導入するための経費について負担致します。

● 公共下水道施設改築更新事業【建設課】

56,000 千円 (46,000 千円) ↑

住みよい住環境を享受できるよう、適正な維持管理を本年度より平成 26 年度までの 7 ヶ年計画により実施致します。

● 合併処理浄化槽設置事業【建設課】

31,503 千円 (23,045 千円) ↑

下水道区域以外においては、快適で衛生的な生活環境づくりのため合併処理浄化槽設置について設置者に一部負担していただきながら事業を推進致します。

● 大型ごみ収集事業【民生課】

525 千円 (0 千円) ★

大型ごみの処理に不便を来たしている状況から臨時的に処理致します。今後は搬出方法や収集体制の見直しを予定しております。

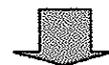
● 公営住宅建設・維持事業【建設課】

343,557 千円 (338,243 千円) ↑

豊浦町住宅マスタープラン・ストック計画に基づき、計画的に建て替えを行うとともに住戸改善等を実施致します。

● **豊浦町公共用水域水質調査事業【企画調整課】**

360千円（376千円）



町内の公共用水域の現状を調査し経年の変化を見るための所要の額を計上しています。

● **温室効果ガス削減市町村計画策定事業【企画調整課】**

3,675千円（0千円）



地域温暖化対策推進法により策定が義務づけられている市町村計画を策定し、町全体の省エネ型まちづくりの検討を致します。

★ みんなが元気で暮らせる町づくり

● 特定健診・特定保健指導事業【民生課】

2,934千円(0千円)★

医療政策が治療主体から予防重視へと転換されたことから、生活習慣病の予防を中心とした健康プランや自主的な健康増進を図るため、予防対策の一環として健診事業を行います。

● 町民検診(予防)事業【保健センター】

9,224千円(12,091千円)↓

年代等に応じた健診・各種がん検診を実施致します。

● 障害児を育てる地域支援体制整備事業【民生課】

500千円(0千円)★

市町村が行っている相談事業の一環として、関係する施設の整備を行うものです。

● 高齢者緊急通報システム設置事業【民生課】

1,549千円(0千円)★

緊急通報システムは現在使用していますが、年数が経過し、保守が困難となった為、機器を更新し保守を実施致します。

● 乳幼児医療費支援事業【民生課】

3,455千円(5,266千円)↓

平成19年度からの継続事業で、子育て世代の医療費負担を軽減を図ることを目的として、乳幼児医療の対象者を「就学前まで」から「小学校卒業まで」に年齢を引き上げます。

● **公共施設衛生器具改修事業【民生課・生涯学習課】**

1,259 千円 (0 千円) 

高齢者等が多数利用する集会施設等のトイレの洋式化を推進致します。併せてトイレのウォシュレット化を図ります。

● **保育所運営事業【民生課】**

83,366 千円 (94,738 千円) 

就労支援として町立保育所 2 箇所の運営、民間保育所への所要の額を措置しております。

● **子育て支援センター運営事業【民生課】**

3,360 千円 (3,588 千円) 

次世代行動計画にある「子育て支援センター」を児童館に設置しており、引き続き保育所等に通っていない幼児や保護者の集える場を提供しております。

● **豊浦町放課後児童対策事業【生涯学習課】**

3,887 千円 (3,887 千円) 

就労支援の観点から、引き続き放課後の児童保育所を公設民営により設置する為の所要額を計上しています。

★ 希望あふれる人づくり

● 学校施設耐震診断事業【生涯学習課】

5,313 千円 (2,280 千円)



耐震化優先度調査の結果に基づき、国補助事業を活用し、礼文華小学校体育館、大岸小学校体育館、豊浦中学校（旧豊浦高校）で耐震診断を実施致します。

● 産学官連携事業【企画調整課】

282 千円 (0 千円)



平成 19 年度に北海道東海大学と豊浦町との間で「地域総合交流に関する協定書」が交わされたことに伴い、総合交流協議会等を開催致します。

★ 機能的で魅力ある町づくり

● 本町地区まちづくり事業【建設課】

80,579 千円 (384,685 千円) 

国の補助事業を活用し、道々美和停車場線と一体となった下町通りの整備を実施致します。

● 豊浦中学校線改良舗装事業【建設課】

66,461 千円 (128,330 千円) 

昭和 47 年に改良された路線で損傷が著しい為、国の交付金事業を活用し平成 19 年度に引き続き児童生徒の通学路や住民の安全確保のための事業を実施致します。

● 新富平岡線橋梁整備事業【建設課】

2,900 千円 (0 千円) 

当該路線の延長上に昆布川が流れており、農業生産上支障をきたしている為、当該事業により架設することといたします。

● 能登農場線道路拡幅事業【建設課】

2,800 千円 (0 千円) 

一般車両の大型化に伴い、車両のすれ違いに苦慮している当該路線の一部の拡幅を実施いたします。

● 橋梁点検調査事業【建設課】

1,200 千円 (0 千円) 

橋梁の長寿命化計画に取り組む為に、当該事業を行い維持管理の徹底と橋梁の長寿命化に取り組みます。

● **豊泉大岸線排水整備事業【建設課】**

700 千円 (0 千円)



流末が民地にかかって排水できず支障をきたしている為、適正に管理できるように取り組みます。

● **桜団地 5 9 号線改良舗装事業【建設課】**

10,500 千円 (0 千円)



北海道洞爺湖サミットの主会場のウィンザーホテルへのアクセス道路で、路面等の損傷が著しい為、舗装や修繕を行います。

● **船見町公住支線改良舗装事業【建設課】**

1,300 千円 (0 千円)



当路線は、未改良・未舗装のため降雨時には土砂が下流へ流出しているため、当該事業により適正に管理できるように取り組みます。

● **道営農道保全対策事業【産業振興課】**

2,000 千円 (0 千円)



山梨第 4 線の路側部崩落対策として、点検診断事業を行います。

平成20年度

國新鐵道株式會社
投資的專業計畫

【建設課】

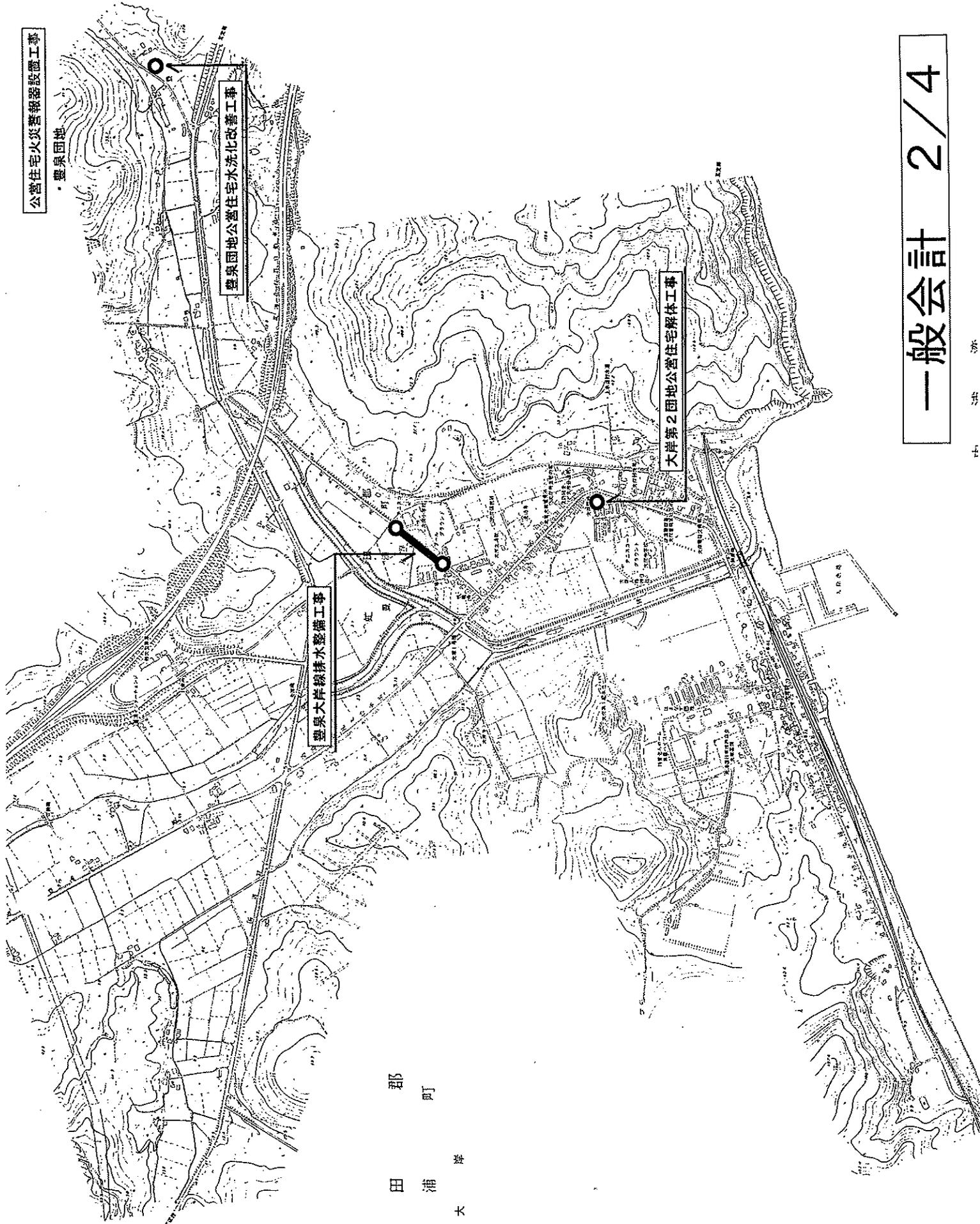
公営住宅火災警報器設置工事

・豊泉団地

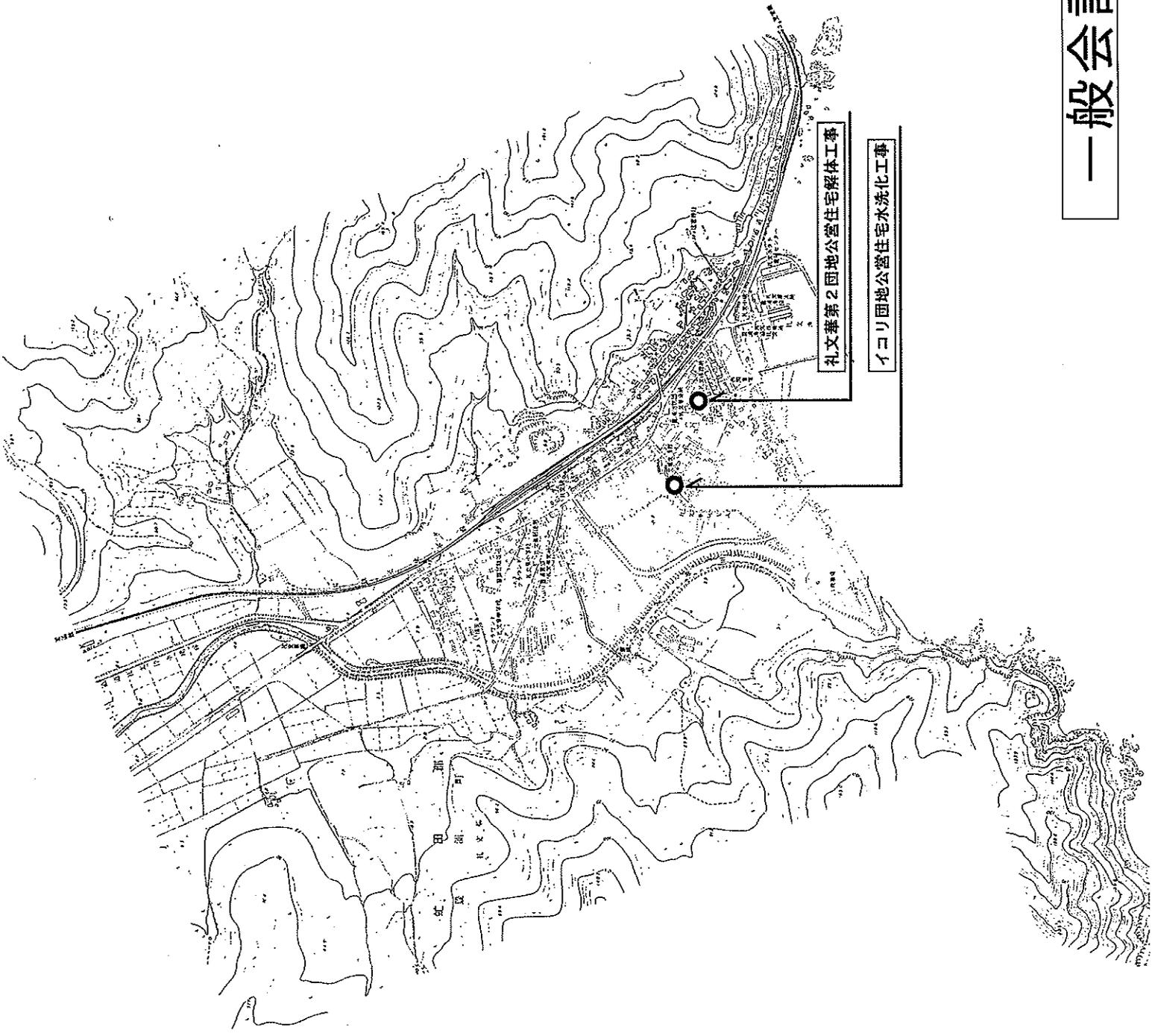
豊泉団地公営住宅水流化改善工事

豊泉大岸線排水整備工事

大岸第2団地公営住宅解体工事



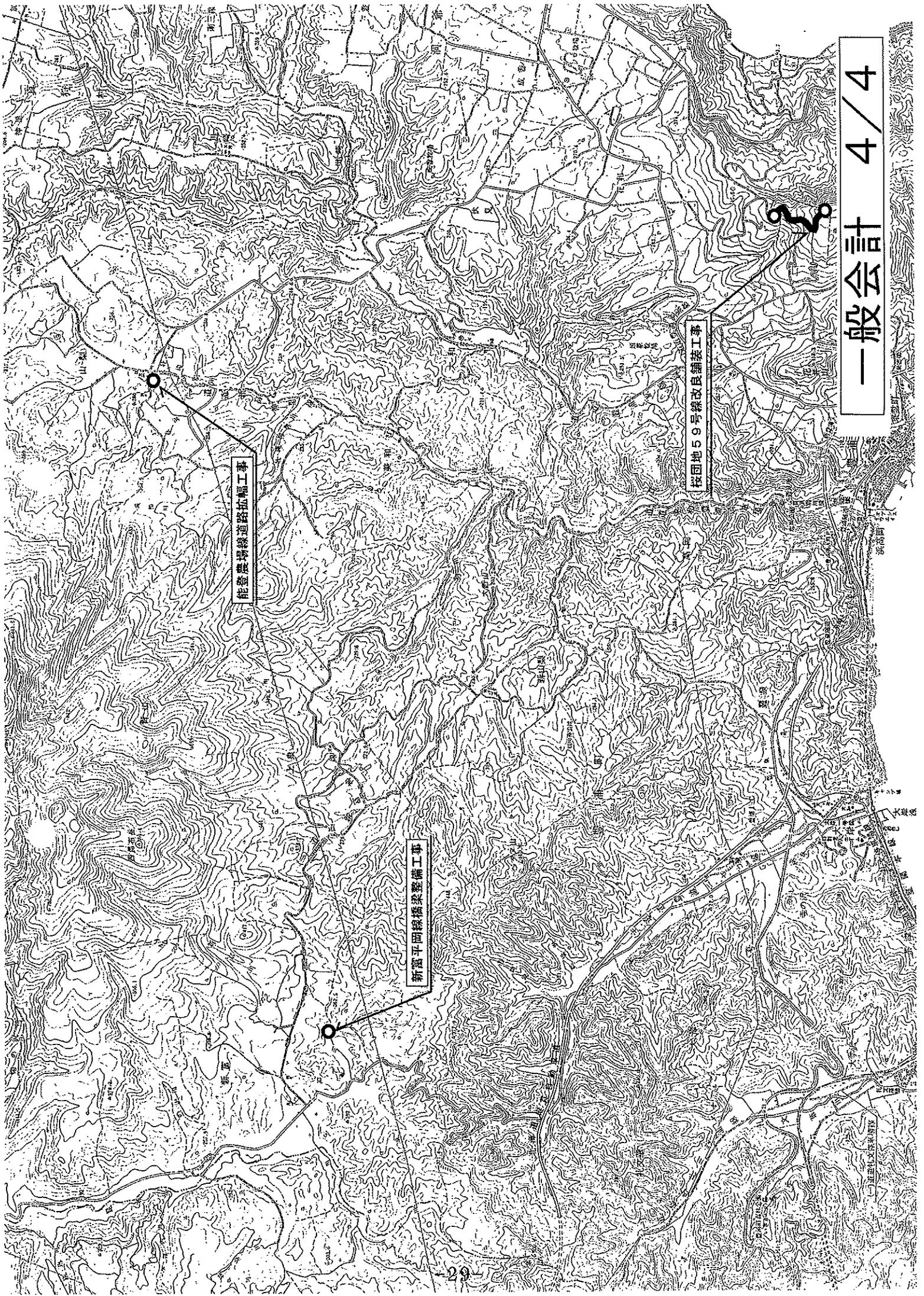
此 豊 田 浦 大 郡 町



七 豊 郡 町

田 浦 文 筆

礼



能登農路道路拓幅工事

新富平岡線橋梁整備工事

桜園地59号線改良舗装工事

補助金・負担金の平成20年度当初予算額一覽

科目	補助事業・負担金名	H20予算額	H19予算額	増減
総務費	安全運転管理者事業主会負担金	12	12	0
	伊達地区安全運転管理者協議会負担金	18	18	0
	伊達地区交通安全協会豊浦支部交付金	160	180	▲ 20
	移住体験交付金	30	30	0
	起業化促進事業交付金	2,000	4,000	▲ 2,000
	公平委員会負担金	59	31	28
	札幌法務局管内連合戸籍事務協議会負担金	10	10	0
	資産評価システム研究センター負担金	30	30	0
	自治会運営交付金	2,807	3,144	▲ 337
	自治会街灯管理交付金	2,250	2,250	0
	室蘭圏幹線道路建設促進期成会負担金	10	10	0
	室蘭地方総合開発期成会負担金	79	83	▲ 4
	社会保険協会負担金	5	5	0
	人権擁護委員協議会負担金	12	13	▲ 1
	生活路線バス維持費負担金	311	311	0
	西胆振危険物安全協会負担金	1	1	0
	西胆振広域圏振興協議会負担金	71	111	▲ 40
	西胆振地域づくりビジョン負担金	63	0	63
	全国過疎地域自立促進連盟北海道支部負担金	81	67	14
	全国山村振興連盟北海道支部負担金	38	38	0
	胆振管内町村等監査委員協議会負担金	19	19	0
	胆振支庁管内市町村選挙管理委員会地方連合会負担金	22	23	▲ 1
	胆振西部交通安全指導員連絡協議会負担金	8	4	4
	胆振町村会負担金	726	859	▲ 133
	地方財務協会負担金	40	40	0
	定住促進事業交付金	6,500	7,500	▲ 1,000
	電信電話ユーザー協会会費	6	6	0
	洞爺湖周辺地域エコミュージアム推進協議会負担金	150	150	0
	道新室蘭政経文化懇話会負担金	60	60	0
	特定非営利活動法人 環境防災研究機構北海道負担金	5	5	0
	日本広報協会負担金	15	15	0
	北海道移住促進協議会負担金	50	50	0
	北海道外国人登録事務協議会負担金	3	3	0
	北海道交通安全指導員連絡協議会負担金	4	4	0
	北海道交通安全推進委員会負担金	30	30	0
	北海道電子自治体運営協議会負担金	10	10	0
	北海道同語湖サミット伊達地区地域安全協力会負担金	344	0	344
	北方圏センター負担金	10	10	0
	北方領土復興期成同盟負担金	10	10	0
	有珠火山防災会議協議会負担金	30	30	0
	伊達地区保護司会負担金	41	43	▲ 2
	伊達地方暴力追放運動推進協議会負担金	24	24	0
	伊達地方防犯協会連合会負担金	250	257	▲ 7
海岸町福祉の家運営交付金	35	40	▲ 5	
高岡集会所運営交付金	35	40	▲ 5	
高岡生活館運営交付金	35	40	▲ 5	
高齢者緊急通報システム設置補助金	279	0	279	
児童デイサービスセンター通所事業負担金	71	0	71	
児童デイサービスセンター通所事業補助金	821	0	821	
社会福祉施設措置費支払代行事務費負担金	0	385	▲ 385	
新高保健福祉館運営交付金	35	40	▲ 5	
船見ヶ丘子供会館運営交付金	35	40	▲ 5	
大庄鮎山分枝子供会館運営交付金	35	40	▲ 5	
大庄福祉の家運営交付金	35	40	▲ 5	
胆振地区身体障害者福祉協会負担金	48	58	▲ 10	
胆振地区身体障害者福祉協会豊浦支部補助金	288	320	▲ 32	
胆振地区保育所連絡協議会負担金	2	2	0	
胆振地区母子福祉連合会負担金	9	10	▲ 1	
民生費				

科目	補助事業-負担金名	H20予算額	H19予算額	増減
民生費	朝日台子供会館運営交付金	35	40	▲ 5
	東雲町子供会館運営交付金	35	40	▲ 5
	日本国民年金協会負担金	6	6	0
	日本体育学校健康センター負担金	9	10	▲ 1
	浜町集会所運営交付金	35	40	▲ 5
	母子通園センター通所事業負担金	0	774	▲ 774
	母子通園センター通所事業補助金	0	84	▲ 84
	豊浦町遺族会補助金	120	135	▲ 15
	豊浦町高齢者クラブ運営費補助金	755	838	▲ 83
	豊浦町高齢者事業団運営費補助金	600	600	0
	豊浦町社会福祉協議会運営費補助金	13,036	12,764	272
	豊浦町手をつなぐ親の会補助金	0	45	▲ 45
	豊浦町防犯協会交付金	72	80	▲ 8
	豊浦町睦会補助金	112	126	▲ 14
	豊浦豊和会負担金	9,058	9,410	▲ 352
	北海道ウタリ協会豊浦支部補助金	96	108	▲ 12
	北海道ウタリ地区振興推進協議会負担金	4	4	0
	北海道後期高齢者医療広域連合負担金	0	3,205	▲ 3,205
	北海道保育所協議会負担金	25	25	0
	北海道民生児童委員互助共済組合負担金	0	58	▲ 58
	民生委員児童委員協議会交付金	1,642	0	1,642
衛生費	救急医療確保対策事業委託負担金	1,145	1,091	54
	救急医療啓発普及事業負担金	254	267	▲ 3
	献血推進協議会負担金	70	100	▲ 30
	広域救急医療対策事業(病院群番制)負担金	1,219	1,225	▲ 6
	市町村行政策養士会負担金	3	3	0
	資源回収事業助成金	720	720	0
	室蘭地方精神衛生協会負担金	7	7	0
	室蘭地方精神障害者家族会負担金	13	0	13
	室蘭保健所管内衛生団体連合会負担金	13	13	0
	小児救急支援事業(病院群輪番制)負担金	394	395	▲ 1
	西いぶり広域連合負担金	47,173	49,148	▲ 1,975
	胆振西部衛生組合負担金	18,041	13,585	4,456
	日赤病院医療設備整備負担金	0	340	▲ 340
	保健センター維持費負担金	1,426	1,512	▲ 86
	北海道栄養士会負担金	14	14	0
	北海道簡易水道等環境整備協議会負担金	0	3	▲ 3
	北海道市町村保健活動連絡協議会負担金	5	5	0
	北海道精神保健協会負担金	6	6	0
	北海道難病団体連絡協議会負担金	10	10	0
農林水産業費	21世紀北の森づくり推進事業補助金	11,990	11,990	0
	JAとうや湖女性部豊浦支部交付金	0	30	▲ 30
	アワビ人工種苗放流事業補助金	750	750	0
	いちご商品開発研究事業補助金	450	1,000	▲ 550
	ウニ天然種苗放流事業補助金	1,024	1,024	0
	カレイ類漁場環境整備事業補助金	1,100	1,100	0
	とうや湖広域酪農ヘルパー利用促進事業補助金	1,122	1,135	▲ 13
	フィッシャーナ協会負担金	50	50	0
	家畜共進(共励)会事業補助金	119	133	▲ 14
	家畜防疫畜産指導奨励協力負担金	114	120	▲ 6
	海岸農地保全対策事業促進協会負担金	31	34	▲ 3
	牛舎環境改善・整備事業補助金	4,450	4,825	▲ 375
	漁業近代化資金利子補給金	2,028	2,268	▲ 240
	漁船海難防止・水難救助センター全道大会負担金	0	90	▲ 90

科目	補助事業-負担金名	H20予算額	H19予算額	増減
農林水産業費	後志胆振流域林業活性化センター負担金	0	12	▲ 12
	公共牧場区域利用事業補助金	1,188	1,189	▲ 1
	公營造林推進整備事業補助金	300	300	0
	国営灌漑排水施設維持管理負担金	151	707	▲ 556
	黒毛和種優良畜種個牛導入保留事業補助金	1,520	2,904	▲ 1,384
	施設栽培生産安定対策事業補助金	0	1,039	▲ 1,039
	資源量調査事業補助金	750	750	0
	次世代農業者支援融資事業利子補給金	108	126	▲ 18
	新規就農者支援助成金	855	928	▲ 73
	森林交付税創設促進連盟負担金	20	20	0
	森林整備地域活動支援交付金	5,500	5,000	500
	森林保護事業交付金	186	232	▲ 46
	水産物消費拡大促進事業補助金	0	500	▲ 500
	西胆振沿岸防犯協会負担金	10	10	0
	全国町村水産業振興対策協議会負担金	30	30	0
	大家畜経営体質強化資金利子補給金	127	152	▲ 25
	大学試験研究施設整備事業補助金	555	0	555
	大岸地区漁港漁場機能高度化事業負担金	0	9,600	▲ 9,600
	担い手総合支援事業補助金	0	110	▲ 110
	胆振管内さけます増殖対策協議会負担金	50	50	0
	胆振地方農業委員会連合会負担金	15	16	▲ 1
	地力維持増産奨励対策事業補助金	982	908	74
	畜産環境整備体制確立対策事業補助金	0	2,881	▲ 2,881
	畜産担い手育成総合整備事業負担金	32,138	230,114	▲ 197,976
	中山間地域直接支払交付金事業補助金	5,074	5,074	0
	土地改良事業団連合会負担金	78	78	0
	道の駅連絡会負担金	50	50	0
	道営農道保全対策(点検診断)事業	2,100	0	2,100
	乳牛検定推進対策事業補助金	745	663	82
	農業経営基盤強化資金利子補給金	3,467	3,368	99
	農業後継者パートナー対策事業交付金	0	170	▲ 170
	農業青年研修支援事業交付金	98	200	▲ 102
	農村環境整備センター会費	100	100	0
	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業交付金	2,254	3,372	▲ 1,118
	廃プラスチック適正処理事業補助金	0	200	▲ 200
	噴火湾海域漁業振興連絡協議会負担金	30	30	0
	噴火湾胆振海区漁業振興推進協議会負担金	1,280	1,280	0
	平成16年災害対策特別資金利子補給金	102	121	▲ 19
	豊浦数難所運営交付金	1,150	1,150	0
	北の森づくり推進事業補助金	0	220	▲ 220
	北海道さけます増殖事業協会負担金	10	10	0
	北海道漁港協会負担金	75	105	▲ 30
	北海道漁船海難防止・水難救助センター負担金	170	170	0
	北海道公社営畜産事業協議会会費	5	5	0
	北海道国際農業交流協会会費	10	10	0
	北海道栽培漁業振興公社負担金	34	50	▲ 16
	北海道市町村農業農村振興対策協議会負担金	4	4	0
	北海道市町村林野振興対策協議会負担金	6	6	0
	北海道草地協会会費	10	10	0
	北海道造林協会負担金	175	173	2
北海道地域農業研究所会費	50	50	0	
北海道農業会議負担金	103	105	▲ 2	
北海道農業担い手育成センター会費	90	100	▲ 10	
北海道農林統計協会会費	27	30	▲ 3	
北海道有機農業研究協議会会費	30	30	0	
北海道酪農畜産協会会費	20	20	0	
獺友会豊浦支部活動事業交付金	30	30	0	

科目	補助事業・負担金名	H20予算額	H19予算額	増減
商工費	北海道中小企業総合支援センター負担金	30	30	0
	商工振興事業補助金	12,845	12,663	182
	商店街近代化事業補助金	650	700	▲50
	西胆振地域通年雇用促進事業	59	0	59
	北海道雇用開発協会負担金	20	20	0
	特定不況地域労働者対策事業補助金	0	5	▲5
	北海道オートキャンプ協会負担金	30	30	0
	胆振観光連絡協議会負担金	147	147	0
	"ふるさと市場"参加負担金	100	100	0
	会議負担金	0	6	▲6
	豊浦観光ネットワーク運営事業補助金	1,175	1,675	▲500
	いちご豚肉まつり事業補助金	2,000	2,000	0
	豊浦漁港豊漁まつり事業補助金	500	550	▲50
	電柱美装化工事負担金	0	720	▲720
	まちなみ整備事業補助金	1,060	6,600	▲5,540
	商店街近代化事業補助金	1,960	1,960	0
土木費	まちづくり協議会補助金	1,850	0	1,850
	道路維持管理負担金	3,600	3,600	0
	北海道河川環境整備促進協議会負担金	8	8	0
	北海道災害復旧促進協会負担金	5	5	0
	北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金	5	5	0
	北海道住宅建設促進会負担金	13	16	▲3
	北海道道路整備促進協会負担金	49	72	▲23
	用地対策連絡協議会負担金	40	50	▲10
消防費	林道協会負担金	246	174	72
	西胆振消防組合負担金	166,697	172,426	▲5,729
教育費	スポーツフェスティバル開催事業交付金	135	135	0
	スポーツ少年団運営交付金	348	496	▲138
	学校薬剤師会負担金	10	20	▲10
	教職員人間ドック負担金	144	196	▲52
	国公立幼稚園教育研究会負担金	23	38	▲15
	桜地区公民館運営交付金	35	40	▲5
	山梨地区公民館運営交付金	35	40	▲5
	自治体国際化協会負担金	72	75	▲3
	障害児教育連盟負担金	15	15	0
	上泉地区公民館運営交付金	35	40	▲5
	新山梨地区集会場運営交付金	35	40	▲5
	全国国公立幼稚園負担金	4	4	0
	胆振スポーツフェスタ負担金	15	15	0
	胆振管内教育施設整備促進期成会負担金	1	1	0
	胆振管内市町村教育委員会連絡協議会負担金	60	60	0
	胆振管内社会教育委員連絡協議会負担金	3	3	0
	胆振管内社会教育主事会負担金	3	6	▲3
	胆振管内体育指導委員連絡協議会負担金	19	13	6
	胆振教育研究所負担金	73	76	▲3
	胆振公立幼稚園教育研究協議会負担金	21	24	▲3
	胆振西部青少年補導連絡会負担金	17	18	▲1
	胆振西部中学校体育連盟負担金	36	45	▲9
	胆振文化団体協議会負担金	15	15	0
	日本スポーツ振興センター負担金	301	304	▲3
	美和地区公民館運営交付金	35	40	▲5
	豊浦町PTA連合会運営補助金	50	54	▲4
	豊浦町ふれあい健康づくりスポーツ大会事業交付金	50	50	0
	豊浦町へき地複式教育研究会交付金	387	451	▲64
	豊浦町教育研究会交付金	726	812	▲86
	豊浦町校長会補助金	132	160	▲28
	豊浦町子ども会育成連絡協議会交付金	198	212	▲14
	豊浦町実践研究事業交付金	350	350	0
豊浦町体育協会運営交付金	656	729	▲73	

科目	補助事業・負担金名	H20予算額	H19予算額	増減
教育費	豊浦町特別支援教育協議会交付金	70	80	▲10
	豊浦町防火協会負担金	6	6	0
	豊浦町幼小中一貫教育交付金	75	80	▲5
	豊泉地区公民館運営交付金	35	40	▲5
	北海道ソーデーマーチ負担金	0	100	▲100
	北海道学校給食研究協議会負担金	9	9	0
	北海道公民館協会負担金	39	39	0
	北海道公立幼稚園園長会負担金	16	16	0
	北海道社会教育委員連絡協議会負担金	30	30	0
	北海道図書館振興協議会負担金	10	10	0
	北海道青少年育成協会負担金	10	10	0
	北海道体育施設協会負担金	10	10	0
	北海道特別支援学級設置学校長協会負担金	6	8	▲2
	北海道特別支援教育振興協議会負担金	3	3	0
	北海道文化財保護協会負担金	7	7	0

平成18年度決算で見る豊浦町の財政状況

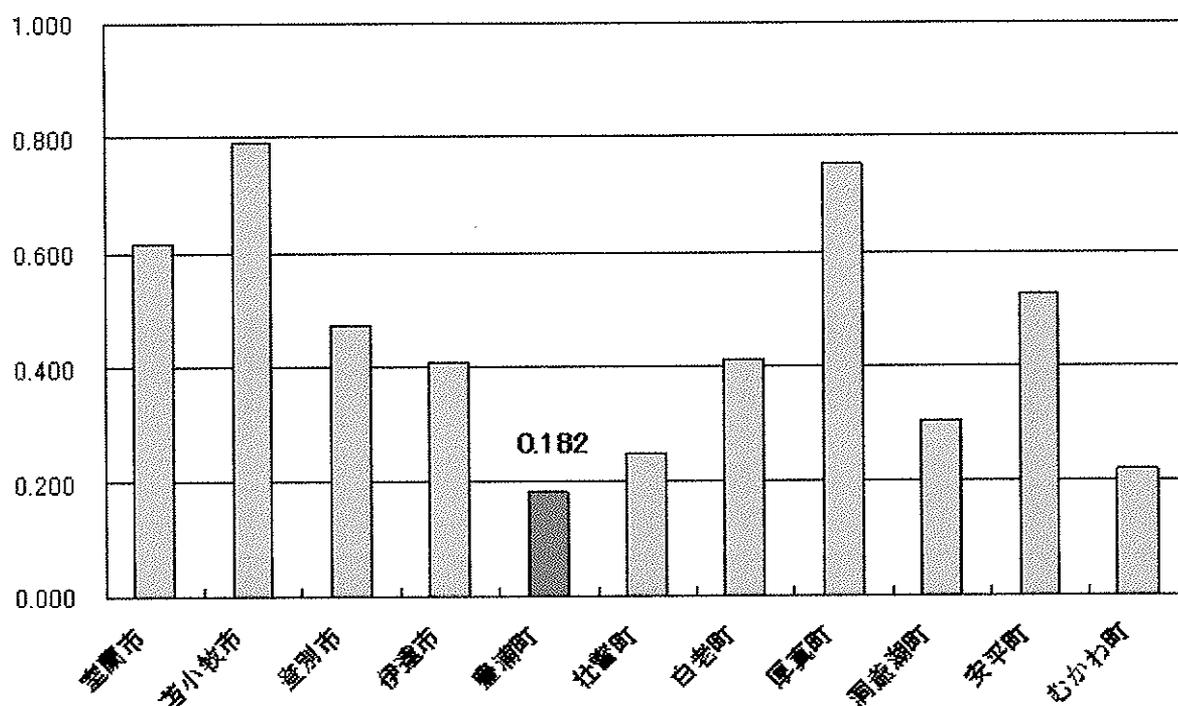
豊浦町の財政状況を胆振管内と比較してみます。財政状況を測る各種財政指標は決算の数字を基にしていますので、ここでは平成18年度決算による数値を用いています。

● 財政力指数 0.182

財政力指数とは、町の財政需要額が町税など自前の収入でどれだけ賄われているかを示しており、いわばどれだけ自給自足できているかの指標になります。各市町村が人口や面積を元に、一定の基準で算定した「基準財政収入額」と「基準財政需要額」を元に算出しており、規模の違うそれぞれの市町の間で、基礎体力を比較する指標として使われています。

財政力指数が1以上であれば自主的な収入のみで町の運営ができており、「1未満」であれば交付税などによって足りない部分を補うことになります。

豊浦町の数値は0.182で、管内11市町のうち1番低くなっています。



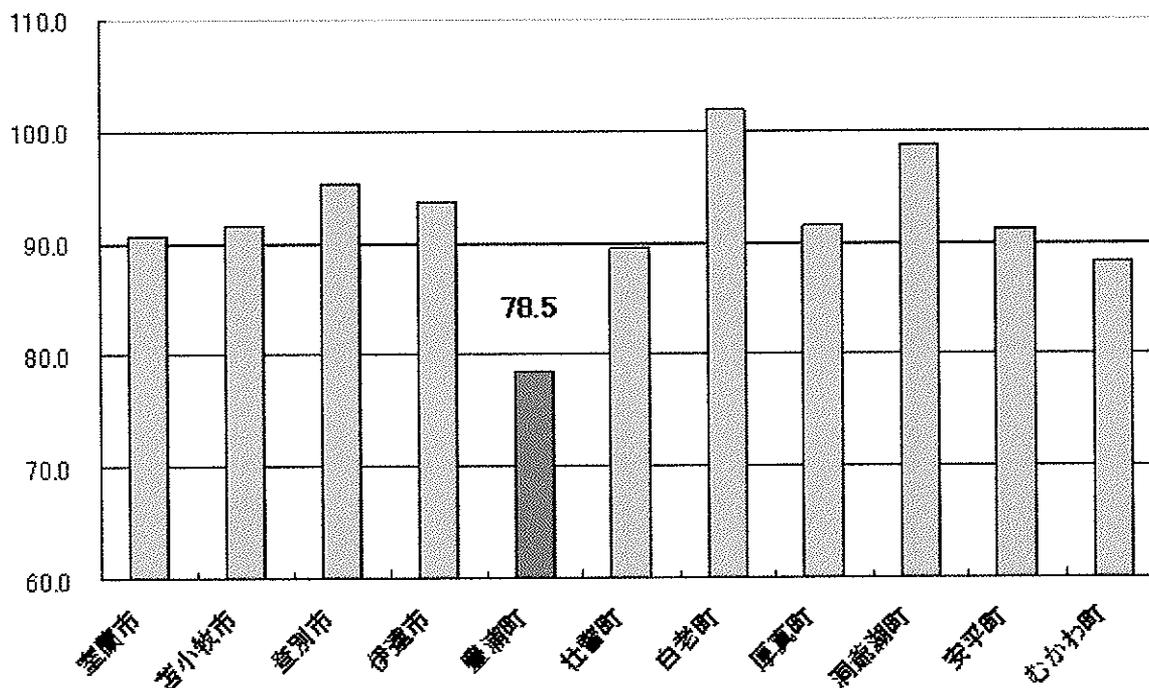
● 経常収支比率 78.5%

経常収支比率とは、毎年決まって必要となる費用「経常経費」に対して、毎年決ま

って入ってくる収入「経常的収入」がどれだけあるかの比率です。経常経費には人件費や福祉関係の費用、施設の維持管理費などがあり、経常的収入には町税や交付税などがあります。この比率が100であれば、経常的収入のすべてを経常経費に回さねばならない状況であり、財政的な自由度が無いということになります。

一般的には、70～80が適正といわれています。

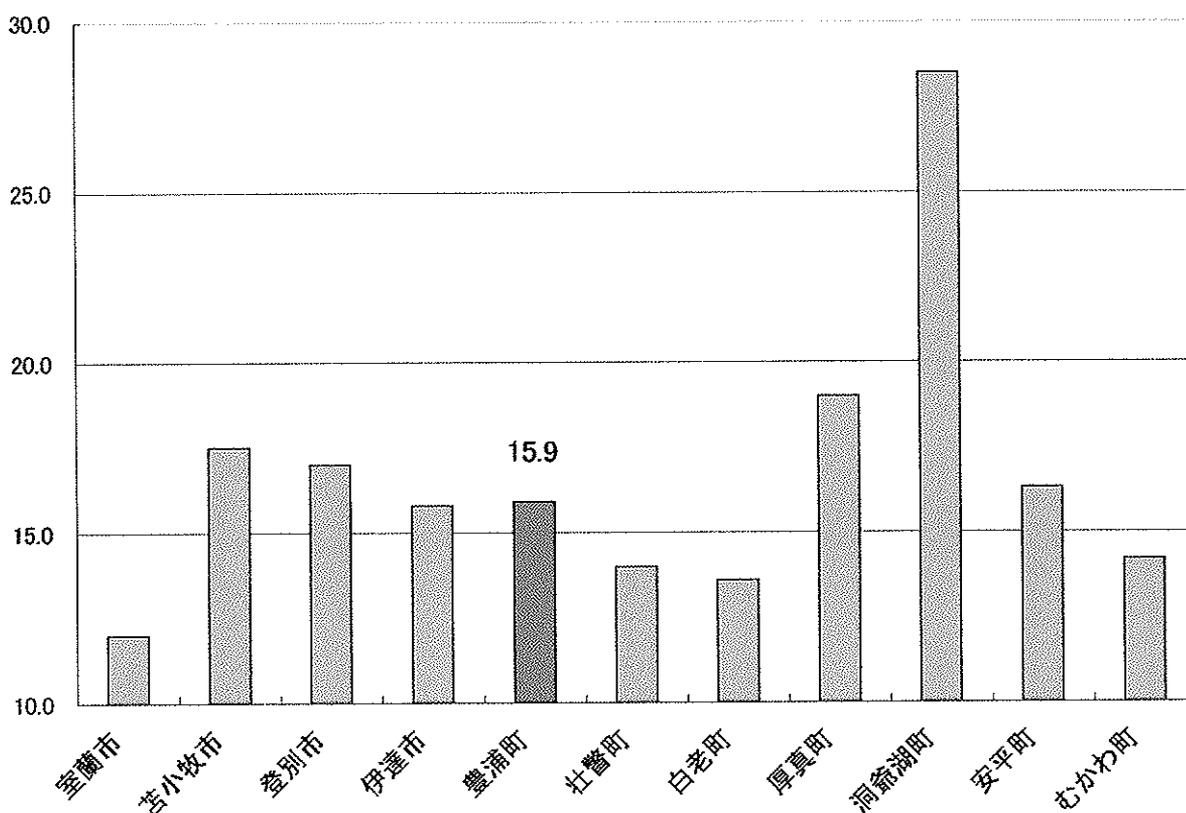
豊浦町の数値は78.5%で、管内11市町のうち1番、弾力性のある町なっています。



● 実質公債費比率 15.9%

実質公債費比率とは、平成17年度決算から導入されたもので、今までの公債費比率などでは表せなかった公営企業への繰出し金や一部事務組合の借金なども反映されています。自治体が負っている債務を、より実態に近い形で指標にしたものです。この実質公債費比率が18%以上になると、1) 起債の発行に国の許可が必要になる 2) 計画的に実質公債費比率を下げるため公債費適正化計画の策定が求められる などの措置がとられます。

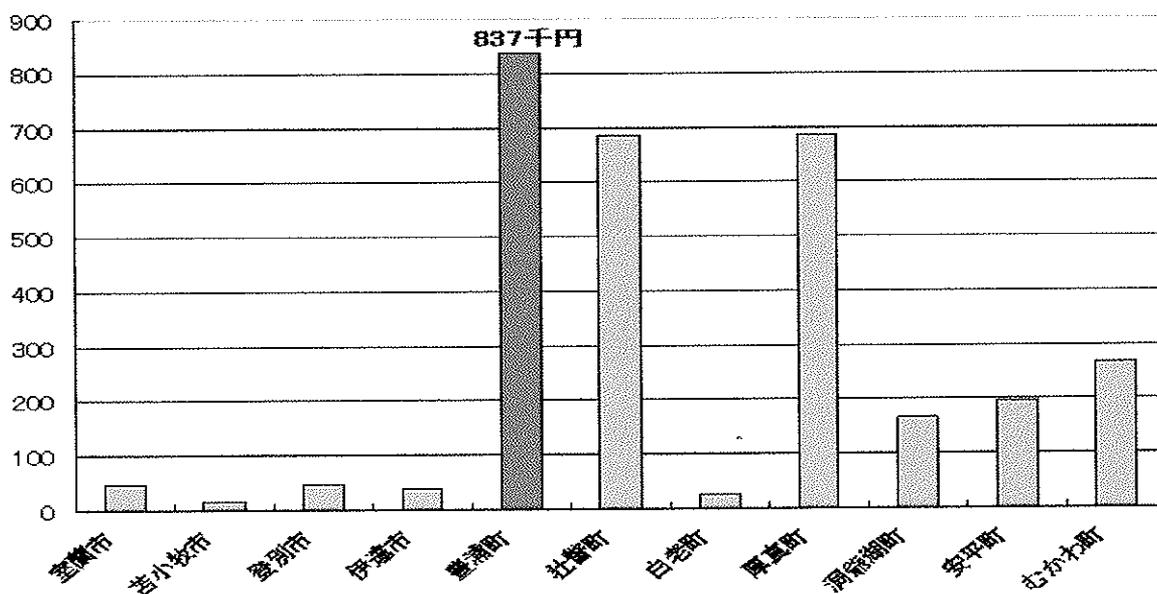
豊浦町の実質公債費比率は15.9%で、管内11市町のうち低いほうから6番目となっています。



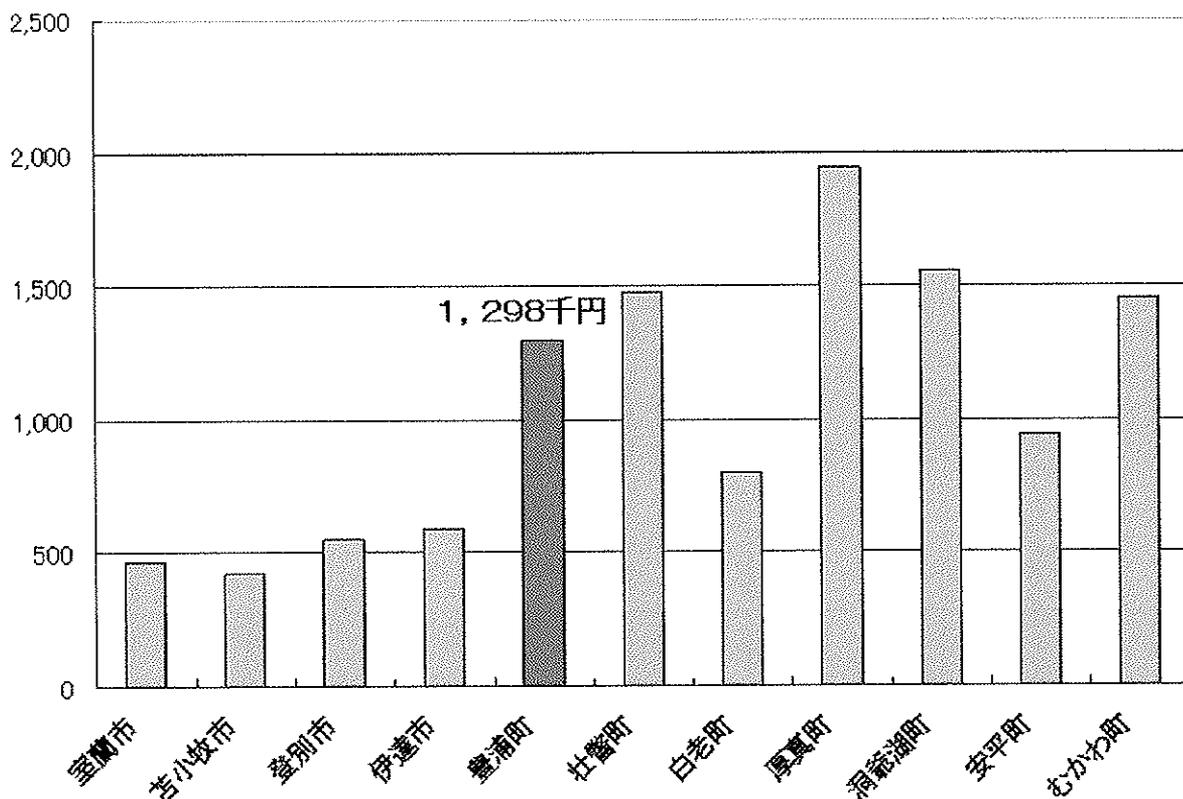
● 町民一人あたりの基金残高（貯金）と地方債残高（借金）

特定の目的の為に資金を積立てたり、定額の資金を運用するために基金が設けられています。また、事業を実施する際に借金をするのが地方債（町債）です。

豊浦町の基金等の町民一人あたり積立額は、837千円で、管内11市町のうち1番多くなっています。



豊浦町の町民一人あたり地方債残高は、1,298千円で、管内11市町では低いほうから7番目となっています。



(別添)

財政状況等一覧表（18年度）

団体名 豊浦町

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債 現在高	他会計から の繰入金	積立金現在高			備考
							財調・減債	その他特目	繰入金(繰過分)	
一般会計	4,607	4,552	55	24	6,130		2,158	1,794	393	
普通会計	4,607	4,552	55	24	6,130		2,158	1,794		

2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）

(百万円)

	流動資産 (歳入)	流動負債 (歳出)	(形式収支)	流動資産-流動負債 (実質収支)	資金剰余 (不足)額	地方債 現在高	他会計から の繰入金	備考
病院事業会計	645	50		595	595	1,200	172	法適用企業
簡易水道事業会計	(歳入) 288	(歳出) 288	(形式収支) 0	(実質収支) 0	0	1,633	115	法非適用
公共下水道事業会計	(歳入) 306	(歳出) 306	(形式収支) 0	(実質収支) 0	0	1,754	198	法非適用
24 下水道事業会計	(歳入) 221	(歳出) 221	(形式収支) 0	(実質収支) 0	0	1,504	161	法非適用
25 民間製塩排水事業	(歳入) 24	(歳出) 24	(形式収支) 0	(実質収支) 0	0	171	21	法非適用
26 市民体育施設管理事業	(歳入) 81	(歳出) 81	(形式収支) 0	(実質収支) 0	0	79	16	法非適用
国民健康保険事業会計	(歳入) 804	(歳出) 802	(形式収支) 2	(実質収支) 2	0	0	134	法非適用
老人保健事業会計	(歳入) 867	(歳出) 867	(形式収支) 0	(実質収支) 0	0	0	110	法非適用
介護保険事業会計	(歳入) 435	(歳出) 429	(形式収支) 6	(実質収支) 5	0	0	63	法非適用
総合振興課特別会計	(歳入) 238	(歳出) 238	(形式収支) 0	(実質収支) 0	0	488	30	法非適用

※土地造成会計等における「土地」については、流動資産に含まれていない。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円,%)

	歳入 (流動資産)	歳出 (流動負債)	形式収支	実質収支 (流動資産-流動負債)	(資金剰余 (不足)額)	地方債 現在高	積立金 現在高	当該団体の 負担割合	備考
胆振西側衛生組合	309	265	44	44			73	9.33	
西胆振消防組合	1,560	1,516	44	39		773	2	11.5	
西いぶり広域連合	1,807	1,806	1	1		8,336		3.00	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益 (千円)	資本又は 正味財産 (千円)	当該団体から の出資金 (千円)	当該団体から の補助金 (千円)	当該団体から の貸付金 (千円)	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考

5 財政指数

財政力指数	0.182	実質収支比率	0.9
実質公債費比率	15.9	経常収支比率	78.5
標準財政規模(百万円)	2678.9	標準財政対債負実行可能額(百万円)	138.9

財政指標等の推移

(単位：千円、%)

指標区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
基準財政収入額	592,847	548,642	474,265	469,328	472,493	473,173	445,877	462,718	463,748	476,836
基準財政需要額	3,163,250	3,163,567	3,155,809	3,138,881	2,998,209	2,795,182	2,701,113	2,559,042	2,600,412	2,570,513
標準税収入額	754,256	699,046	596,338	589,725	599,923	595,203	557,301	577,309	572,190	585,284
標準財政規模	3,321,818	3,311,973	3,276,226	3,257,750	3,123,418	2,915,492	2,807,403	2,672,994	2,708,854	2,678,961
財政力指数(3ヶ年)	0.185	0.182	0.170	0.158	0.153	0.159	0.164	0.172	0.175	0.182
財政力指数(単年度)	0.187	0.174	0.150	0.150	0.159	0.169	0.165	0.181	0.178	0.186
実質収支比率	1.8	2.5	2.5	4.6	1.8	2.5	3.0	0.7	0.8	0.9
経常収支比率	75.4	75.8	75.7	75.5	80.7	(83.5)	(84.4)	87.8	82.8	78.5
公債費比率	9.0	9.4	10.0	8.6	8.3	(4.8)	(1.8)	10.1	9.1	8.5
公債費負担比率	14.9	15.5	16.5	19.2	16.9	(16.3)	(17.7)	22.5	23.3	22.2
起債制限比率	7.0	6.5	6.3	6.1	5.1	(3.0)	(0.3)	5.5	4.8	4.6
実質公債費比率(3カ年)						3.5	3.3		16.1	15.9
ラスパイルス指数	96.7	97.5	96.9	97.7	97.5	97.7	96.5	93.4	94.2	93.1
財政調整基金	451,066	483,073	496,292	539,113	540,767	584,596	620,915	605,128	730,024	740,241
積立金	1,801,495	1,810,014	1,816,536	1,822,678	1,726,734	1,654,523	1,569,540	1,417,557	1,417,561	1,417,563
特定目的基金	2,726,977	2,769,533	2,530,801	2,595,599	2,531,488	2,389,342	2,425,678	2,255,255	2,074,567	1,826,138
計	4,979,538	5,062,620	4,843,629	4,957,390	4,798,989	4,628,461	4,616,133	4,277,940	4,222,152	3,983,942
地方債現在高	4,838,661	4,909,981	6,764,188	6,042,473	5,925,907	(4,200,366)	(4,284,878)	6,224,946	6,289,637	6,130,209
町民税	98.4	95.8	98.4	98.2	98.7	99.0	98.5	98.2	98.6	98.3
計	94.0	90.3	91.1	91.0	91.3	91.8	91.9	92.0	93.7	94.1
純固定	91.8	73.1	88.3	98.6	98.9	98.9	98.8	99.0	99.1	98.9
資産税	88.2	72.2	80.4	85.0	92.6	92.7	94.4	94.6	99.1	95.0
計	94.8	82.5	92.8	98.6	98.8	99.0	98.8	98.8	99.0	98.8
計	91.2	79.8	84.9	88.3	92.0	92.3	93.9	94.2	95.2	95.1

胆振支庁管内市町村の財政状況(平成18年度決算)

市町村 CODE	団体名	住基人口 H18.3月末	財政力 指数	標準財政規模 数	歳入総額	歳出総額	実質収支	經常收支 率	公債 負担率	費 率	実質公債 負担率	起債制限 率	地方債残高	積立金残高	債務負担 行為残高
012050	室蘭市	97,517	0.617	22,788,649	43,631,761	42,352,110	1,273,975	90.6	16.2	12.0	12.0	10.0	45,483,200	4,677,990	4,024,914
012131	苫小牧市	173,322	0.790	35,554,201	65,816,634	65,226,079	581,687	91.6	20.2	17.5	17.5	14.5	72,918,431	2,777,749	2,607,002
012301	登別市	53,507	0.473	10,466,270	19,503,627	18,736,949	766,678	95.3	21.3	17.0	17.0	15.1	29,476,441	2,556,676	2,737,005
012335	伊達市	37,511	0.408	9,541,525	16,733,564	16,292,832	440,158	93.7	17.6	15.8	15.8	11.9	22,309,151	1,551,738	1,815,147
015717	豊浦町	4,722	0.182	2,678,961	4,606,660	4,551,609	24,160	78.5	21.9	15.9	15.9	4.6	6,130,209	3,952,272	726,253
015750	壮瞥町	3,062	0.249	1,862,074	3,550,291	3,519,147	30,290	89.5	17.3	14.0	14.0	8.7	4,531,173	2,103,003	159,126
015784	白老町	20,704	0.412	5,993,292	10,136,275	9,987,733	133,117	101.8	22.0	13.6	13.6	10.9	16,649,864	573,047	603,688
015814	厚真町	5,049	0.754	3,291,336	5,677,307	5,583,654	93,381	91.4	24.1	19.0	19.0	16.8	9,819,775	3,463,469	242,612
015849	洞爺湖町	10,869	0.302	4,479,157	9,194,608	9,092,013	74,109	98.8	22.3	28.5	28.5	15.4	16,919,409	1,796,776	469,230
015857	安平町	9,268	0.524	4,033,585	6,370,321	6,285,560	83,768	91.3	16.0	16.3	16.3	7.4	8,715,239	1,810,811	2,231,442
015865	むかわ町	10,315	0.221	5,206,494	9,091,602	8,874,746	109,590	88.3	23.3	14.2	14.2	11.3	14,961,152	2,765,311	579,355
	胆振管内市合計	361,857	0.645	78,350,645	145,685,586	142,607,970	3,062,498	92.1	18.8	15.6	15.6	12.9	170,187,223	11,564,153	11,184,068
	胆振管内町合計	63,989	0.369	27,544,899	48,627,024	47,894,462	548,405	92.9	21.4	17.3	17.3	11.1	77,726,821	16,464,689	5,011,706
	胆振管内合計	425,846	0.569	105,895,544	194,312,610	190,502,432	3,610,903	92.3	19.5	16.0	16.0	12.5	247,914,044	28,028,842	16,195,774
	全道都市合計	4,485,081	0.554	1,032,537,734	2,007,220,361	2,026,950,641	▲ 22,443,561	92.7	19.9	16.2	16.2	13.3	2,505,603,023	173,246,011	245,488,153
	(札幌市除く)	2,610,671	0.479	623,820,688	1,229,473,830	1,253,607,568	▲ 25,010,828	91.6	20.4	17.3	17.3	13.0	1,496,901,519	121,949,036	151,406,870
	全道町村合計	1,115,624	0.259	493,755,618	817,863,649	803,436,932	12,878,205	87.9	23.3	18.4	18.4	11.8	1,224,744,366	252,702,554	90,223,996
	全道合計	5,600,705	0.452	1,526,293,352	2,825,084,010	2,830,387,573	▲ 9,565,356	91.1	21.0	16.9	16.9	12.8	3,730,347,389	425,948,565	335,712,149
	(札幌市除く)	3,726,295	0.379	1,117,576,306	2,047,337,479	2,057,044,500	▲ 12,132,623	90.0	21.7	17.8	17.8	12.5	2,721,645,885	374,651,590	241,630,866

※各種比率は加重平均

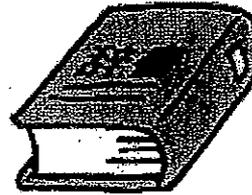
償還可能年数一覽

	公債費を除く經常経費一般財源充当分		(参考)		經常一般財源			償還可能年数
	公債費	公債費	人件費	臨時費	經常一般財源	經常支出率	償還可能年数	
室蘭市	17,613,466	22,089,863	4,476,397	18.4%	6,650,928	27.3%	24,389,267	6.7
苫小牧市	26,433,509	34,904,471	8,470,962	22.2%	9,974,004	26.2%	38,108,472	6.2
登別市	8,026,811	10,856,628	2,829,817	24.8%	3,637,091	31.9%	11,388,008	8.8
伊達市	7,458,834	9,519,437	2,060,603	20.3%	2,713,364	26.7%	10,154,871	8.3
豊浦町	1,589,315	2,259,154	672,839	23.4%	596,614	20.7%	2,876,325	4.8
壮瞥町	1,458,520	1,855,102	396,582	19.1%	644,410	31.1%	2,071,694	7.4
白老町	4,902,552	6,499,813	1,597,161	25.0%	2,215,282	34.7%	6,381,932	11.3
厚真町	2,208,198	3,113,006	903,808	26.5%	964,127	28.3%	3,404,405	8.2
洞爺湖町	3,268,510	4,731,390	1,464,880	30.6%	1,499,069	31.3%	4,789,822	11.1
安平町	3,145,356	3,937,394	792,038	18.4%	1,216,808	28.2%	4,311,820	7.5
むかわ町	3,425,681	4,890,342	1,464,661	26.5%	1,544,948	27.9%	5,535,405	7.1

※ 単年度償還可能財源＝經常一般財源－公債費を除く經常経費一般財源充当分

(平成18年度地方財政状況調査表)

財政用語



(1) 形式収支

形式収支は、出納閉鎖期日における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表示したものである。

$$* \text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

(2) 実質収支

実質収支は、形式収支から事業繰越等に伴い翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額であり、いわゆる発生主義の要素を加味して財政収支の結果をとらえたものである。これは、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を意味するものであり、財政運営の状況を判断するポイントとなる。

$$* \text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

(3) 単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度のみの実質的な収入と支出の差額を意味する。

区分	前年度の実質収支が黒字	前年度の実質収支が赤字
単年度収支が黒字	新たな剰余が生じた	過去の赤字の解消
〃 赤字	過去の剰余金を喰う	赤字額の増加

$$* \text{単年度収支} = \text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

(4) 実質単年度収支

実質単年度収支は、単年度収支に当該年度に措置された黒字要素(財政調整基金積立金、繰上償還)又は赤字要素(積立金取崩し)を除外した場合単年度収支が実質的にどのようになったか検証するものである。

$$* \text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}$$

(5) 実質収支比率

実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表さ

れる。経験的には3%~5%程度が望ましいといえる。

$$* \text{実質収支}(\%) = \text{実質収支額} \div \text{標準財政規模}$$

(6) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。

都市では、75%~80%未満 ……妥当である。

80%以上 ……弾力性を失いつつある。

$$* \text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常経費に充当される経常一般財源}}{\text{経常一般財源の額}}$$

(7) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量(規模)

$$* \text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 \div 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税}$$

(8) 公債費比率

公債費比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率である。この比率が10%を超えないことが望ましいとされる。

$$* \text{公債費比率}(\%) = \frac{\text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} + \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費}}$$

(9) 起債制限比率

地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものである。

15%~20%未満の団体 ……要注意団体

20%~30%未満の団体 ……一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限

30%以上 ……一般事業債の制限

$$* \text{起債制限比率}(\%) = \frac{\text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} + \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費} + \text{事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - (\text{災害復旧等に係る基準財政需要額})}$$

算入公債費＋事業費補正に係る基準財政需要額算入
公債費)

(10) 実質公債費比率

平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。

18%以上の団体 ……引き続き地方債の発行に国の許可が必要

25%以上の団体 ……一般事業等の起債が制限

(当該年度の元利償還金＋ 公営企業元利償還金への
一般会計繰出金等公債費類似経費)
－ (元利償還金等の特定財源 ＋
普通交付税の基準財政需要額算入公債費)

* 実質公債費比率 = $\frac{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税の基準財政需要額算入公債費}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税の基準財政需要額算入公債費}}$

(11) 公債費負担比率

公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金利子に係るものも含まれる。

15% ……警戒ライン

20% ……危険ライン

公債費充当一般財源(一時借入金利子、転貸債及び
繰上償還額を含む)

* 公債費負担比率(%) = $\frac{\text{公債費充当一般財源(一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む)}}{\text{一般財源総額}}$

(12) 財政力指数

当該団体の財政力(体力)を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値で示す指数である。

(13) 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定したものである。(収入実績でなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有する。)

(14) 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準で行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定

資

料

編

総財務第 218 号
平成 19 年 10 月 17 日

各 都 道 府 県 知 事
殿
各 政 令 指 定 都 市 市 長

総務省自治財政局長

公会計の整備推進について(通知)

地方公共団体の公会計の整備については、平成18年8月31日に通知した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(以下「指針」という。)により、その推進を要請したところですが、この度、既に公表されている公会計のモデルについての実務的な検証を「新地方公会計制度実務研究会」において行いました。

ついては、各地方公共団体におかれましては、下記の内容に留意の上、公会計の整備を進めていただくようお願いします。

おって、本通知の趣旨は、貴都道府県内の市町村にも連絡の上、その周知を図られるようお願いいたします。

記

- 1 地方公共団体における公会計の整備は、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)」、「財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 について」、「経済財政改革の基本方針 2007 について」等において、その推進が要請されてきたものであること。
- 2 指針では、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口 3 万人以上の都市は、3 年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口 3 万人未満の都市は、5 年後までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の 4 表の整備又は 4 表の作成に必要な情報の開示に取り組むこととしていること。
- 3 また、指針では、資産・債務管理において、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を 3 年以内に策定することとしていること。
- 4 財務書類の作成にあたっては、「新地方公会計制度研究会報告書」(平成 18 年 5 月 18 日公表)及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成 19 年 10 月 17 日公表)を活用してその推進に取り組むこと。

- 5 なお、財務書類の公表に当たっては、別紙「財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項」を参考にして、住民等に分かりやすい公表に留意すべきこと。

(連絡先)

総務省自治財政局財務調査課

課長補佐 稲原(内 3331)

係長 中西(内 3498)

電話 03(5253)5111(代表)

03(5253)5647(直通)

2. 簡潔に要約された財務書類

報告書で示した財務書類の雛形を要約し、より簡潔に全体を示す財務書類として、例えば次のような様式が考えられる。その場合、報告書中の「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の間には財務数値の差異が存在することから、どのモデルで作成された財務書類の要約であるかを明記する必要がある。また、各財務書類の科目について、文書末尾の【参考】に示すような説明を加えることで、理解の促進が期待される。

(1) 貸借対照表

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産	***	1. 固定負債	***
(1) 事業用資産	***	(1) 地方債	***
(2) インフラ資産	***	(2) 退職手当引当金	***
(3) 売却可能資産	***	(3) その他	***
2. 投資等	***	2. 流動負債	***
(1) 投資及び出資金	***	(1) 翌年度償還予定地方債	***
(2) 貸付金	***	(2) その他	***
(3) 基金等	***		
		負債合計	***
3. 流動資産	***	純資産の部	
(1) 資金	***		
(2) 未収金	***	純資産合計	***
資産合計	***	負債及び純資産合計	***

(2) 行政コスト計算書

	金額
経常費用	***
1. 人にかかるコスト	***
(1) 人件費	***
(2) 退職手当引当金繰入等	***
2. 物にかかるコスト	***
(1) 物件費	***
(2) 減価償却費	***
(3) 維持補修費	***
等	
3. 移転支出的なコスト	***
(1) 他会計への支出	***
(2) 社会保障給付	***
等	
4. その他のコスト	***
(1) 公債費(利払)	***
等	
経常収益	***
使用料・手数料等	***
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	***

(3) 純資産変動計算書

	金額
期首純資産残高	***
純経常行政コスト	△***
財源調達	***
地方税	***
地方交付税	***
経常補助金	***
建設補助金	***
その他	***
資産評価替・無償受入	***
その他	***
期末純資産残高	***

(4) 資金収支計算書

	金額
1. 経常的収支	***
2. 公共資産整備収支	***
3. 投資・財務的収支	***
当期収支	***
期首資金残高	***
期末資金残高	***
(基礎的財政収支)	
収入総額	***
支出総額	***
地方債発行額	***
地方債元利償還額	***
減債基金等増減	***
基礎的財政収支	***

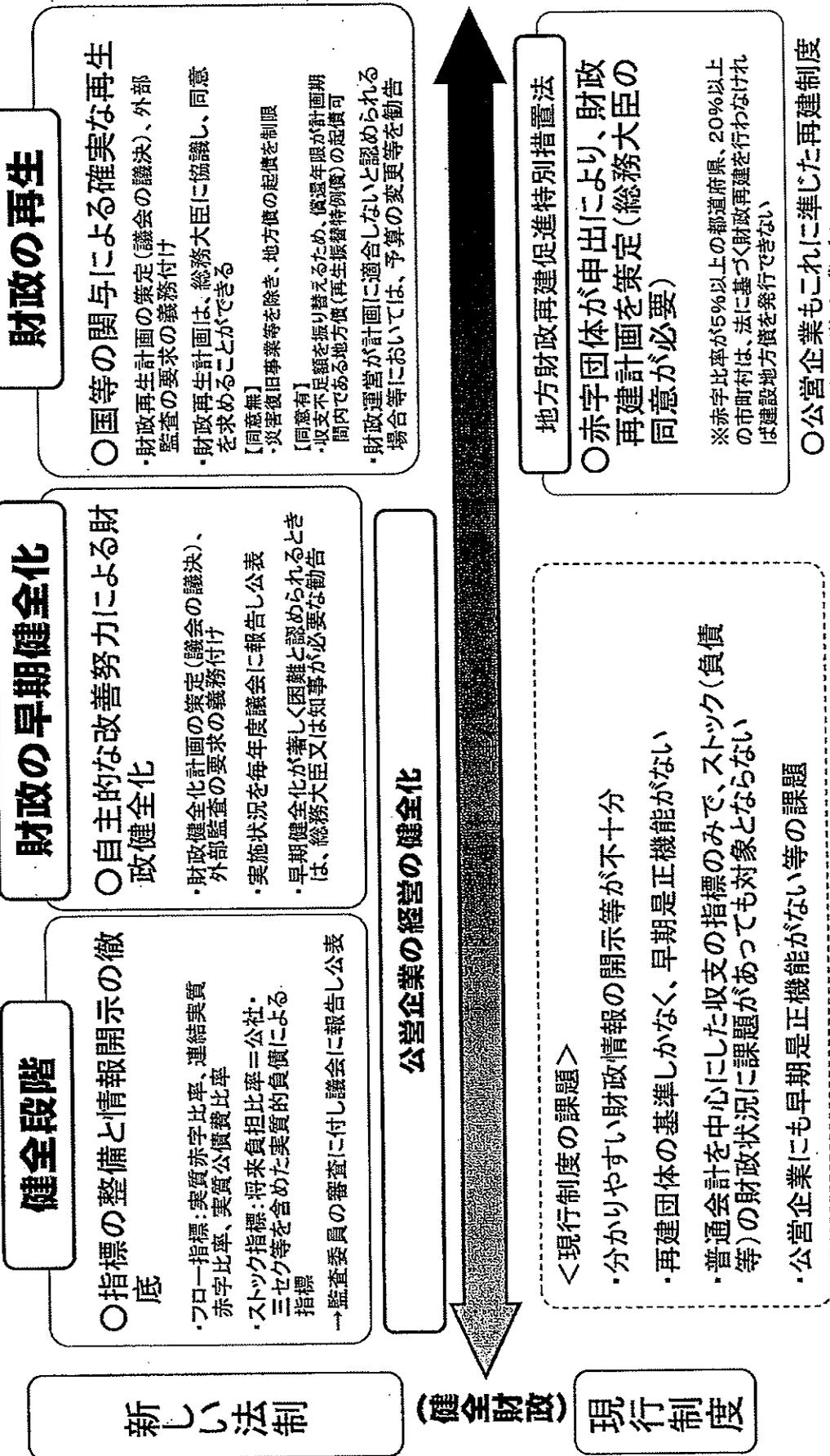
「地方公共団体財政健全化法」関係資料

平成19年6月

総務省自治財政局

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



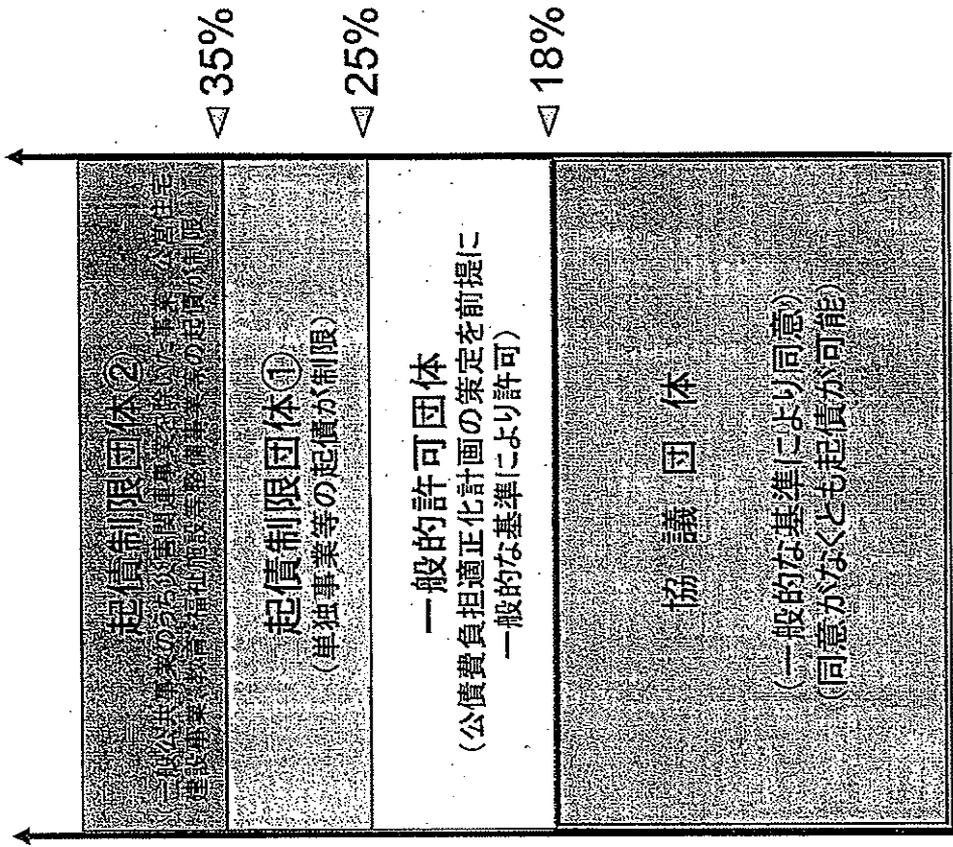
法律の施行に向けたスケジュールについて

年度	時期	内容
平成19年度	6/22	○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」 公布
	～12月	○ 再生基準等を内容とする政省令の整備 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政 (地方公共団体との意見交換)
	3月	(平成20年度予算編成)
平成20年度	4月～	○ 指標の公表に係る規定の施行 (公布後1年以内)
	秋 3月	○ 19年度決算に基づく指標の公表
平成21年度	4月	○ 計画策定義務等に係る規定の施行
	秋	○ 20年度決算に基づく指標の公表
	3月	○ 財政再生計画を策定 (平成21年度内) 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画。 

(参考1)

現行の地方債協議・許可制度における指標と起債制限の基準

◆ 実質公債費比率



◆ 赤字基準

○ 実質収支において一定以上の赤字額が生じた団体は許可団体とする。

※ 「決算収支の赤字の水準」を測る指標は、地方財政再建促進特別措置法(再建法)で起債の制限を行う場合に用いる指標と同様の比率を用いる。

○ 赤字額の算定方法
(前年度の歳入総額 - 前年度の歳出総額)
→ 翌年度に繰り越すべき財源

○ 一定以上の赤字額
標準財政規模の額に応じて、その2.5%から10%の間で段階的に設定

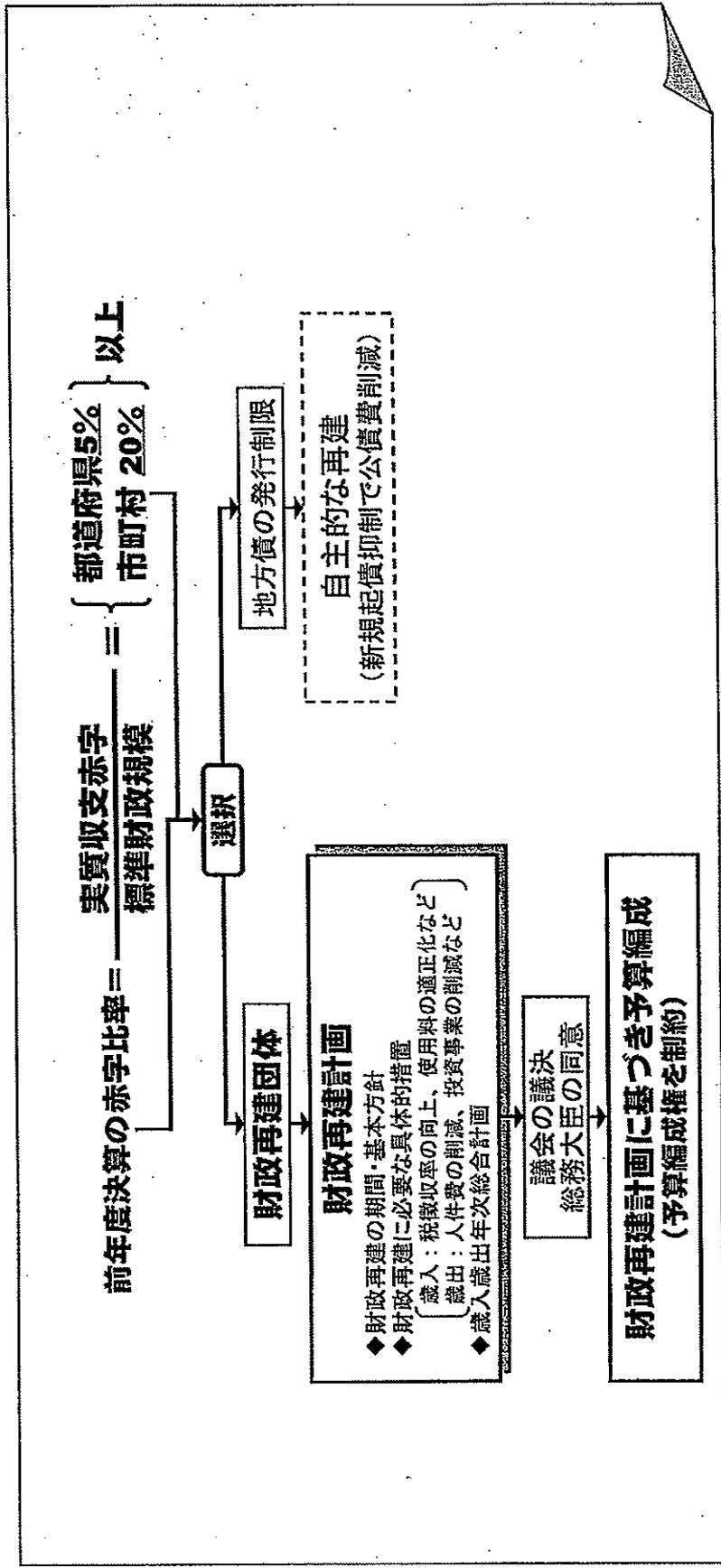
- ・ 都道府県、政令市及び標準財政規模500億円以上の市
 - 標準財政規模の2.5%
- ・ 標準財政規模200億円の市町村
 - 標準財政規模の5%
- ・ 標準財政規模50億円以下の市町村
 - 標準財政規模の10%

○ 赤字公営企業
営業収益に対する赤字額(資金不足額)が10%以上

(参考2)

現行の地方財政再建制度の仕組み

◎財政再建団体になるかどうかは赤字団体の意思(議会の議決)による。
◎ただし、赤字が一定水準以上の団体は、財政再建団体にならなければ起債の制限を受ける。



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- ・ 繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・ 支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模}}$$

○ 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

- ・ (A) 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ・ (B) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ・ (C) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・ (D) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金 (E)}) - (\text{特定財源} + \\ \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\text{標準財政規模}} \quad \begin{array}{l} \text{の3カ} \\ \text{年平均} \end{array}$$

○ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- ・ (E) 準元利償還金の内容
 - ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
 - ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
 - ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

将来負担比率＝	$\frac{\text{将来負担額 (F) - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$
---------	---

○ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

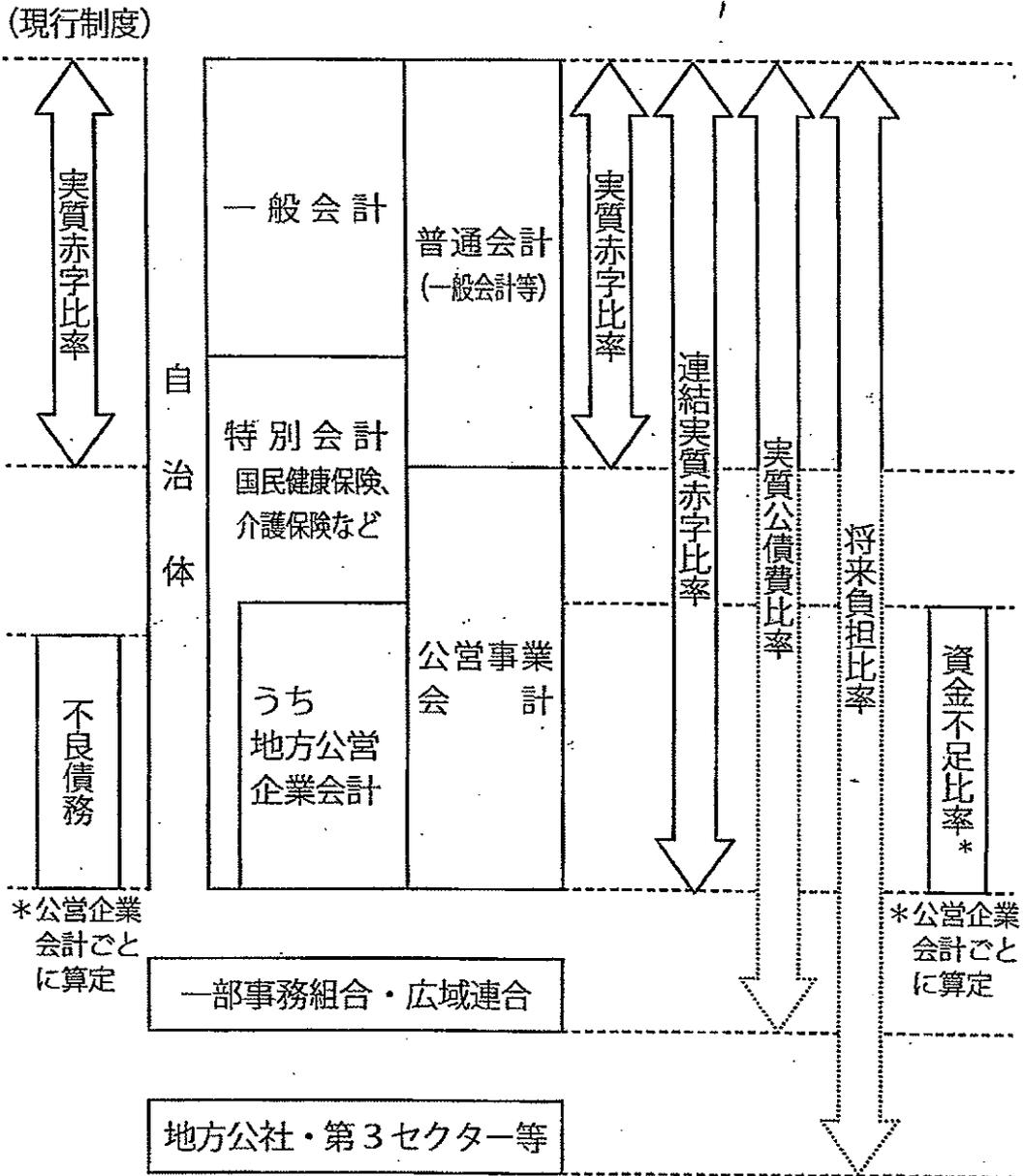
・ (F) 将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※ 公営企業の経営の健全化では、資金不足比率（資金の不足額／事業の規模）を用いる。

- ・ 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・ 事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

図 健全化判断比率等の対象



事務連絡
平成19年12月7日

各都道府県財政・市区町村担当課 }
各政令指定都市財政担当課 } 御中

総務省自治財政局財務調査課

地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準等について

地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準等について、別紙1の内容で政令整備を予定しておりますので、お知らせいたします。

自治財政局財務調査課
担当：三橋理事官、今道係長
電話：(代表) 03-5253-5111 (内線 3500)
(直通) 03-5253-5647

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準について

1 実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準については、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（市町村※2.5%～10%、都道府県2.5%）と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25～15%、都道府県は3.75%とする。 ※特別区を含む。以下同じ。
- (2) 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%、都道府県は5%とする。

2 連結実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.25～20%、都道府県については8.75%とする。
- (2) 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に（1）と同様の観点から10%加算し、市町村は30%、都道府県は15%とする。

※ 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基準（10～5%引上げ）を設ける予定。

3 実質公債費比率

(1) 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とする。

(2) 財政再生基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされている35%とする。

※ 財政健全化計画の内容は、地方公共団体の自主性に委ねられることを踏まえ、地方債同意等基準における(1)(2)の間の起債制限の事業区別は撤廃する方向で検討する。

4 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とする。

5 公営企業における資金不足比率

経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準の2倍である20%とする。

（営業収益／年の5%程度の合理化努力×4年のイメージ）